

ふれ愛フライン 東かがわ

第4期東かがわ市地域福祉活動計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会
地 域 福 祉 活 動 推 進 会 議



第4期地域福祉活動計画の策定にあたり

近年、少子高齢化や核家族化が進み地域における助け合いの意識の希薄化や地域活動の担い手不足等、地域づくりを支えてきた基盤の弱体化が危ぶまれています。



また、子どもや高齢者のひきこもりなどの社会的孤立、低所得による生活困窮者の増加、介護や権利擁護への不安など様々な福祉・生活課題が深刻化し、広がりを見せています。

そのような中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくためには「自助」「互助」「共助」「公助」の仕組みのもと多様な主体がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を築き上げることがこれまで以上に重要となります。

この度、本市では住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向け、地域全体で支え合うまちづくりの指針となる「第5期東かがわ市地域福祉計画・第4期地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では市の「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域住民をはじめ各種団体や関係機関、社会福祉協議会、行政などが共通理解のもとそれぞれの取り組みを整理するなどより効果的な計画策定を目指しました。

策定の過程において様々な視点からご意見をいただきました推進委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様や関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

本計画の基本理念である「みんなが寄りそい 一緒につくる 誰もが“安心して笑顔で暮らせるまち” 東かがわ」のもと地域福祉を推進し、地域住民の皆様や関係団体、行政などあらゆる団体と連携を図りながら本計画の実現に向け、役職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので今後とも本計画の推進に対する皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会
会 長 上 村 一 郎

目 次

第1章 第4期地域福祉活動計画の概要	P1
1 計画策定の背景と目的	
2 計画の位置づけ	
第2章 活動計画の基本的な考え方	P3
1 基本理念	
2 計画の策定方法	
第3章 地域福祉をめぐる現状と課題	P8
1 数値でみる東かがわ市の様子	
（1）人口・世帯数の状況	
（2）高齢者福祉関係	
（3）介護保険関係	
（4）障がい者福祉関係	
（5）児童福祉関係	
（6）生活支援関係	
2 地域福祉推進圏域について	
3 市民ニーズや課題	
（1）市民アンケート調査の結果から	
（2）見えてきた取り組み課題	
第4章 地域課題の解決に向けて	P25
1 活動計画の設計	
2 計画の体系	
3 重点課題と取り組み目標	
目標1）『支え合いの輪を広げよう』	
誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、 課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」	
目標2）『暮らし・地域福祉を担うひとを育てよう』	
地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」	
目標3）『一人ひとりの暮らしを守ろう』	
生活のしづらさに対応し、誰もが安心して生活できる地域づくりの推進	
目標4）『災害にも強いまちをつくろう』	
防災意識の向上と災害にも強いまちづくりの推進	

目標1) 『支え合いの輪を広げよう』

誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、
課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」

目標2) 『暮らし・地域福祉を担うひとを育てよう』

地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」

目標3) 『一人ひとりの暮らしを守ろう』

生活のしづらさに対応し、誰もが安心して生活できる地域づくりの推進

目標4) 『災害にも強いまちをつくろう』

防災意識の向上と災害にも強いまちづくりの推進

第6章 進行管理・評価について

1 本計画推進の進行管理・評価について

資料編

1 計画の策定体制

- * 東かがわ市社会福祉協議会地域福祉活動推進会議設置要綱
- * 第4期東かがわ市地域福祉計画推進会議委員名簿
- * 第4期東かがわ市地域福祉活動計画策定の過程

2 地域福祉に関するニーズ調査

- * 「見つけるつなげる座談会」（住民座談会）等でのご意見
- * 小学生のワークショップ
- * 高校生のワークショップ

3 関係活動の紹介

- * 東かがわ市福祉委員会について
- * サロン事業について
- * 香川おもいやりネットワーク事業について



“ふれ愛フラン 東かがわ”

(東かがわ市地域福祉活動計画)

地域福祉の推進は、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」それぞれの立場で期待される役割や機能を果たすことが重要です。

東かがわ市地域福祉活動計画では、「福祉の輪でつながる社会をつくる」を目指し、これまでの計画で構築してきた地域支え合いの仕組みづくりを継承し、地域住民が主体となり地域福祉推進の目標を掲げ、共に支え合える地域福祉推進体制づくりへの基本方針を示すものです。

～自助、互助、共助、公助のイメージ～

自 助

日頃身のまわりで起こる問題に対して、まず自分自身の努力により解決に取り組むこと

自からの生活を自らの責任で営む

互 助

自分自身で解決できない問題に対して、家族や友人など個人的な関係性を持つもの同士が、お互いの助け合い、支え合いで解決していくこと

家族や友人、近隣住民やボランティアによる助け合い・支え合い

共 助

地域の様々な課題に対して、支え合いのシステムである社会保障制度及びサービスを利用して解決すること

医療、年金、介護保険、社会保険制度などの社会保障制度やサービス

公 助

地域で解決できない問題に対して、行政や公的機関による社会保障を行う社会福祉制度や福祉サービスにより解決していくこと

行政や公共機関が行うサービス、専門職による支援

第 1 章 第 4 期地域福祉活動計画の概要

1 計画策定の背景と目的

(1) 策定の背景

東かがわ市社会福祉協議会（以下「社協」という。）では、設立以来、地域の福祉課題の解決を使命とする民間団体として、これまで地域福祉の推進、相談援助等を通じて、個人が尊厳をもって自立した生活が営めるよう、福祉、保健、医療、教育等のサービスを市民に一元的に提供するための基本指針として「東かがわ市地域福祉活動計画」（第1期～3期）を策定し、地域を取り巻く環境の変化に対応しながら福祉施策を展開してきました。

この度、地域共生社会の実現への取り組みが求められる中、第3期地域福祉活動計画を継承し、地域ニーズの変化に適切な地域福祉サービスを提供することを目的として、現在、東かがわ市内の地域で生じている新たな課題を抽出するとともに、近い将来生じるであろう様々な課題に対する解決に向けた施策について、東かがわ市民をはじめ行政及び関係機関、社協が連携し、協議を重ね導いた必要な施策を協働して取り組むことで、“誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けることができるまちづくり”を目標に、「ふれ愛プラン東かがわ 第4期東かがわ市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定しました。

(2) 計画策定の目的

活動計画は、地域の支え合いの中で「誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けられる」ことを目指した福祉のまちづくりの基本方針を示すものです。

福祉を取り巻く状況は、少子高齢社会の急速な進展や人口減少社会の到来、核家族化や女性の社会進出等による家庭機能の変化、個人のライフスタイルや価値観の多様化等による地域の相互扶助機能の低下等により、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

そのような中で、地域経済の低迷に伴う雇用不安や生活不安、さらには児童、高齢者等に対する虐待、家庭における介護や育児機能の低下や社会的引きこもりに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う長引く経済の停滞や生活環境の変化など、介護と育児、障がいなど保健・医療・福祉課題が複雑に絡み合い、複合的な支援を必要とする人々が増加しています。

また、地域における住民同士のつながり“コミュニティ機能”が低下する等、社会情勢の急速な変化とともに、地域における新たな福祉課題が生じています。

これらを踏まえ、自助・互助・共助・公助の役割の中で、地域における支え合い、助け合いを基調に、これまでの取り組みの一層の推進を図るべく、市民と行政・関係機関をはじめ地域の多様な主体が協働し、地域の様々な課題に対して住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、世代や属性を超えてつながり、自分らしく活躍できるコミュニティをつくっていくことで、一人ひとりが住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して笑顔で暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

東かがわ市（以下「市」という。）では、社会福祉法第107条の規定に基づき「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として位置づけられている「東かがわ市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）を策定しています。

市の策定する地域福祉計画との整合や役割分担のもとに、活動計画は住民の主体的参加を基本とした地域福祉活動をはじめ、地域住民や関係支援機関等との連携・協働による社協としての具体的な取り組みを示した計画となります。

少子高齢社会や核家族化の進行、個人のライフスタイルの多様化などにより、個々が抱える生活課題や問題もますます多様化・複雑化している中で、この活動計画は、誰もが住み慣れた地域

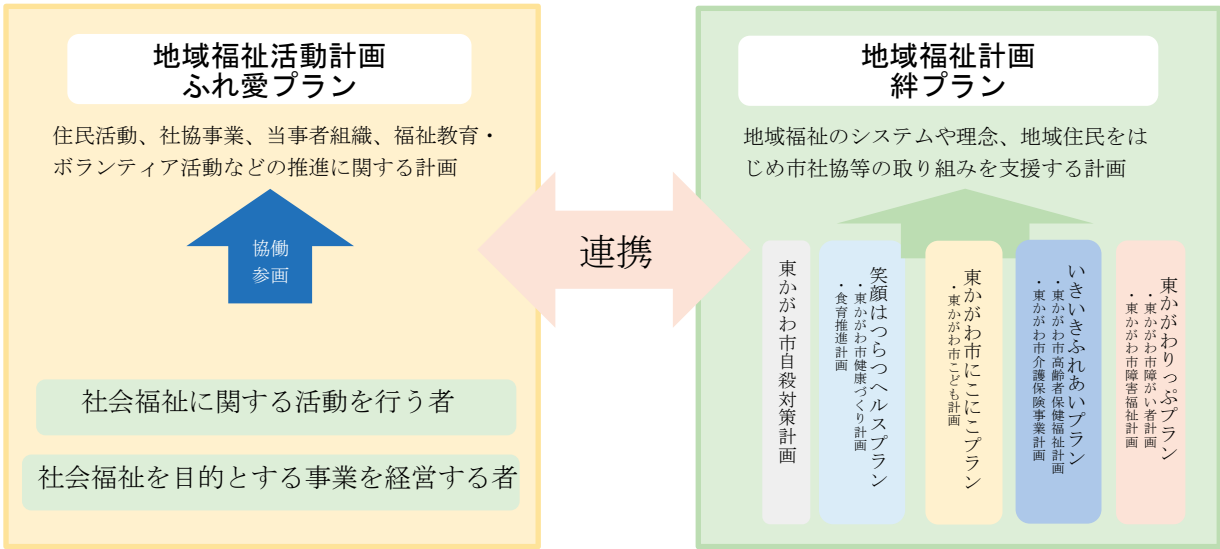
で安心して暮らし続けることができるよう、住民や地域の組織・団体をはじめ、市、関係行政、民間事業者等が連携・協働し、地域において支援が必要な人の日々の暮らしを支えるための仕組みづくりについて、住民の自主性・主体性・独自性を尊重し、地域福祉活動の具体的な取り組みを示した実践的な行動計画として位置づけています。

（２）他計画との関係

社会福祉法第 107 条において、市町村は地域福祉を推進するため地域福祉計画を策定することが定められており、本市においては、令和 7 年 4 月に「第 5 期東かがわ市地域福祉計画」（計画期間：令和 7 年度～令和 11 年度）が新たに策定されました。

この「地域福祉計画」が市の計画であるのに対し、「活動計画」は住民の立場から策定する民間の計画であり、地域福祉を実現するため、地域住民を主体に、社協や市、関係機関等が協働して取り組む内容が記されています。

両計画は理念や方向性を共有し、共通の目的に向かって、本市における地域福祉活動への取り組みを進めていくために、市と社協がお互いに連携・協働して両計画の推進に努めます。



（３）計画期間

活動計画の実施期間は、令和 7 年度を初年度とし最終年度を令和 11 年度とする 5 か年計画です。

なお、社会情勢や福祉制度等の動向や地域の実情を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて適時、見直しを行います。

年度	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
第 2 期	→										
第 3 期	策定	第 3 期 計画期間									
第 4 期						策定	第 4 期 計画期間				

第2章 活動計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんなが寄りそい 一緒につくる

誰もが“安心して笑顔で暮らせるまち” 東かがわ



活動計画は、『みんなが寄りそい 一緒につくる 誰もが“安心して笑顔で暮らせるまち” 東かがわ』の実現を目指す計画です。そして、前章の地域の課題から考えられる本計画の基本的な考え方としては、①井戸端につどい、寄りそい見守る地域をつくる②人々が寄りそいの輪でつながる地域をつくる③住民一人ひとりが自ら輝く地域をつくることを目指します。

東かがわ市に住み・活動するすべての住民が、お互いに支え合い、助け合って、一人ひとりの絆を深めながら人権尊重の基本に立ち、お互いを認め合いながら、“誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けることができるまちづくり”を目指し、上記の基本理念を設定します。

①井戸端につどい、寄りそい見守る地域をつくる

私たちが住む東かがわ市において、住民一人ひとりが共に生き、共に支え合うための場、コミュニケーションの場で、「井戸端」のようなものをいたるところにつくり、その周りに、市や社協、社会福祉法人、NPO法人などが相談先として課題解決に向けて共に取り組むための必要な機関が輪となり包み込むことで、誰一人としてとり残されないように人々の日々の暮らしに「寄りそい見守る」地域づくりを目指します。

②人々が寄りそいの輪でつながる地域をつくる

このような地域をつくるには、住民が相互に相手を思いやる心を育み、全ての住民が参加・企画を得て地域の再生を進めていくことが大切で、これからの福祉のまちづくりにつながります。

しかし、住民一人ひとりの意識改革や地域の再生は即座に実現するものではないことから、本計画は、住民と福祉活動を実践する人々が「寄りそいの輪」となって、一步一步着実に進めることを目指します。

③住民一人ひとりが自ら輝く地域をつくる

住民一人ひとりが福祉に関心と役割を持ち、お互いに支え合いながら世代や分野を超えてつながり自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことで、「自ら輝く」地域づくりを目指します。

* 自助・互助・共助・公助の考え方

地域の福祉課題が多様化、複雑化する中で、地域福祉の推進には、住民一人ひとりの努力「自助」、お互いに不足部分を補い合うボランティアや住民同士の支え合い活動「互助」、住民同士や地域で自主的に行う組織、団体等による支え合い「共助」、介護保険などの社会保障サービス、公的機関による支援「公助」、の連携によって、地域で“支え合い、助け合える仕組みづくり”を構築する必要があります。

- 1) 自助：日頃身の回りで起こる問題に対して、まず自分自身の努力により解決に取り組むことで自分や家族で主体的に解決を図ります。自分の努力のみで解決できないことは、隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に相談したりします。

- 2) 互助：自分自身で解決できない問題に対して、家族や友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題などをお互いが支え合いながら課題の解決に努めます。
- 3) 共助：地域の様々な生活課題に対して、介護保険サービスや医療、年金のような社会保障制度等を利用し、課題の解決に努めます。
- 4) 公助：自助や互助、共助で解決できない大きな生活課題に対して、市や社協をはじめ、公的関係機関が提供する社会福祉制度や福祉サービスにより、課題の解決に努めます。

2 計画の策定方法

(1) 策定体制

* 推進会議の設置

活動計画の策定にあたっては、社協、地域福祉関係者、住民代表、推進会議に参加を積極的に希望する者、行政関係者及び学識経験者で構成される「東かがわ市社会福祉協議会地域福祉活動推進会議」を設置しています。

その委員による推進会議において、住民座談会や住民アンケート等の情報をもとに計画の方向性及び内容などを協議しながら骨子を作成する会議を、計4回実施しました。

また、社協内に「計画策定プロジェクト会議」（以下「プロジェクト会議」という。）を組織し、社協が実施する地域福祉を推進するための方策検討などの具体的な協議を行いました。



【推進会議の様子】

* 市の役割

地域福祉の推進においては、住民、自治会、各種団体、社協、福祉サービス事業者、企業など、様々な主体による自主的な取り組みが重要です。市は、各主体が自主性を発揮しながら活発な活動が行えるよう、地域福祉を推進していく環境づくりを進めていきます。

また、市が主体となっていく施策や事業については分野を超えた連携が必要なことから、保健・福祉・教育・情報・市民活動等の部署間での連携を密にしながら、地域福祉を推進していく体制づくりに努めます。

* 社協の役割

活動計画の根拠法である社会福祉法において、社協は“地域福祉を推進する中核”として位置づけられています。

社協では、住民をはじめ行政、関係機関、民間事業所等との協働により策定した活動計画をもとに、住民が抱えている様々な生活上の福祉課題を自分たちの地域の課題として捉え、みんなで考え話し合い、支え合いながら協力して解決に取り組む、“心ふれあう福祉のまちづくり”を進めます。

【社会福祉法における社会福祉協議会に関する主な条文(第109条第1項)】

市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、～（略）～

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（２）福祉ニーズや地域課題などの把握

活動計画の策定にあたり、地域における課題やニーズを把握するため、広く住民の方々にご協力をいただいての市民アンケート調査の実施、並びに住民座談会等を開催し、策定に係る基礎資料としました。

また、市福祉課と連携し、活動計画の策定に向け地域福祉計画との情報共有を図りながら作業に取り組みました。

* 市民アンケート調査の実施

活動計画の策定に際し、地域福祉に関する住民の意識や福祉ニーズを把握するため、16歳以上の住民1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。（市福祉課にて実施）

調 査 時 期	令和6年8月1日～8月26日
調 査 対 象 者	16歳以上の市民（市内在住の市民を無作為抽出）
配布・回収結果	1,000票配布、463票回収（回収率46.3%）
調 査 方 法	郵送方式

* 住民座談会「見つけるつなげる座談会」等の開催

地域住民や民生委員・児童委員、福祉委員をはじめボランティアや民間事業者等、地域支え合い活動を実践する役割を担う方々を中心に、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けることができるまちづくりを目指し、地域住民が主体となり、様々な地域福祉課題の抽出やその解決に向けた取り組みへの個々の役割・意識を高めていただくことを目的に、住民座談会を開催しました。

第1回「見つけるつなげる座談会」 『課題の抽出』

開催地区	市内3カ所（中学校区毎）
開催時期	令和6年7月8日～7月22日
参加者数	計186人（1地区あたり平均62人参加）



【大内地区】

第2回「見つけるつなげる座談会」 『課題の整理』

開催地区	市内3カ所（中学校区毎）
開催時期	令和6年9月30日～10月3日
参加者数	計109人（1地区あたり平均35人参加）



【白鳥地区】

第3回「見つけるつなげる座談会」 『課題解決への取り組み検討』

開催地区	市内3カ所（中学校区毎）
開催時期	令和6年11月29日～12月4日
参加者数	計90人（1地区あたり平均30人参加）



【引田地区】

* 小学生とのワークショップ

「地域みんながつながる 福祉のまちづくり」

開催場所	大内小学校
開催時期	令和6年10月11日
参加者数	計65人



【ワークショップ】

* 高校生とのワークショップ

第1回「東かがわ 花咲く絆プロジェクト」

開催場所	三本松高校
開催時期	令和6年9月20日
参加者数	計5人



【第1回】

第2回「東かがわ 花咲く絆プロジェクト」

開催場所	三本松高校
開催時期	令和6年10月29日
参加者数	計6人



【第2回】

第3回「東かがわ 花咲く絆プロジェクト」

開催場所	三本松高校
開催時期	令和6年12月17日
参加者数	計6人



【第3回】

* パブリックコメント

市の策定する地域福祉計画素案と合わせ、作成した活動計画の素案を市民に公表し、広く意見を求めました

公 表 方 法	東かがわ市ホームページ
公表期間・意見聴取期間	令和7年1月31日～令和7年2月13日
ホームページアクセス数	117件
意 見 聴 取 件 数	0件

第3章 地域福祉をめぐる現状と課題

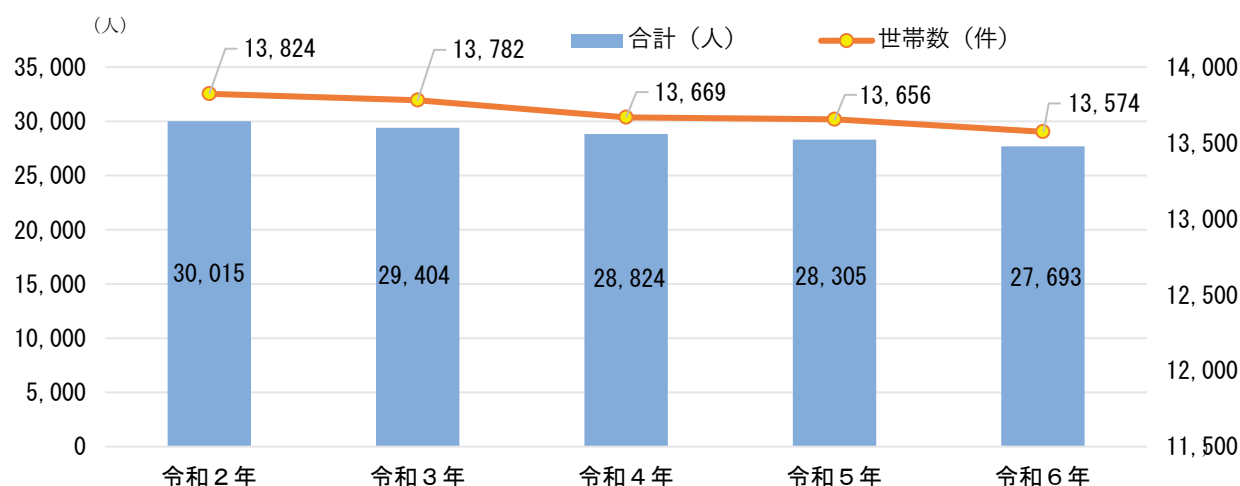
1 数値でみる東かがわ市の様子

(1) 人口・世帯数の状況

東かがわ市の総人口は、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口によると27,693人となっており、平成27年以降、減少傾向が続いています。

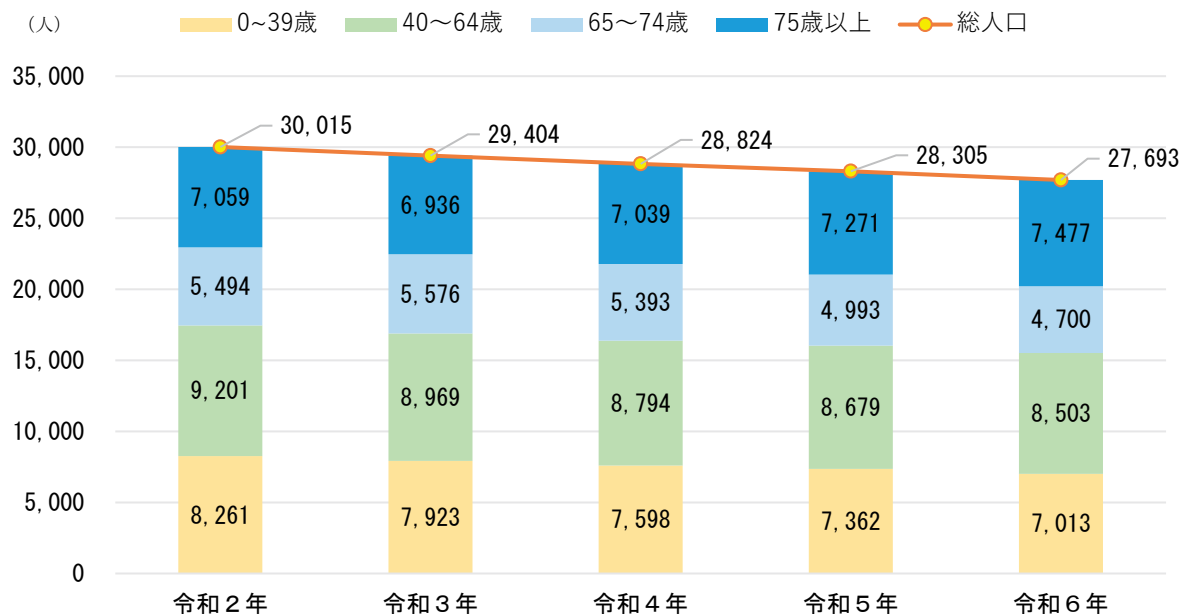
これまでは総人口が減少している一方、65歳以上の高齢者数は増加していましたが、近年は高齢者数も減少する本格的な人口減少の局面となっています。

【図1 人口・世帯の推移】



【出典】住民基本台帳(各年4月1日現在)

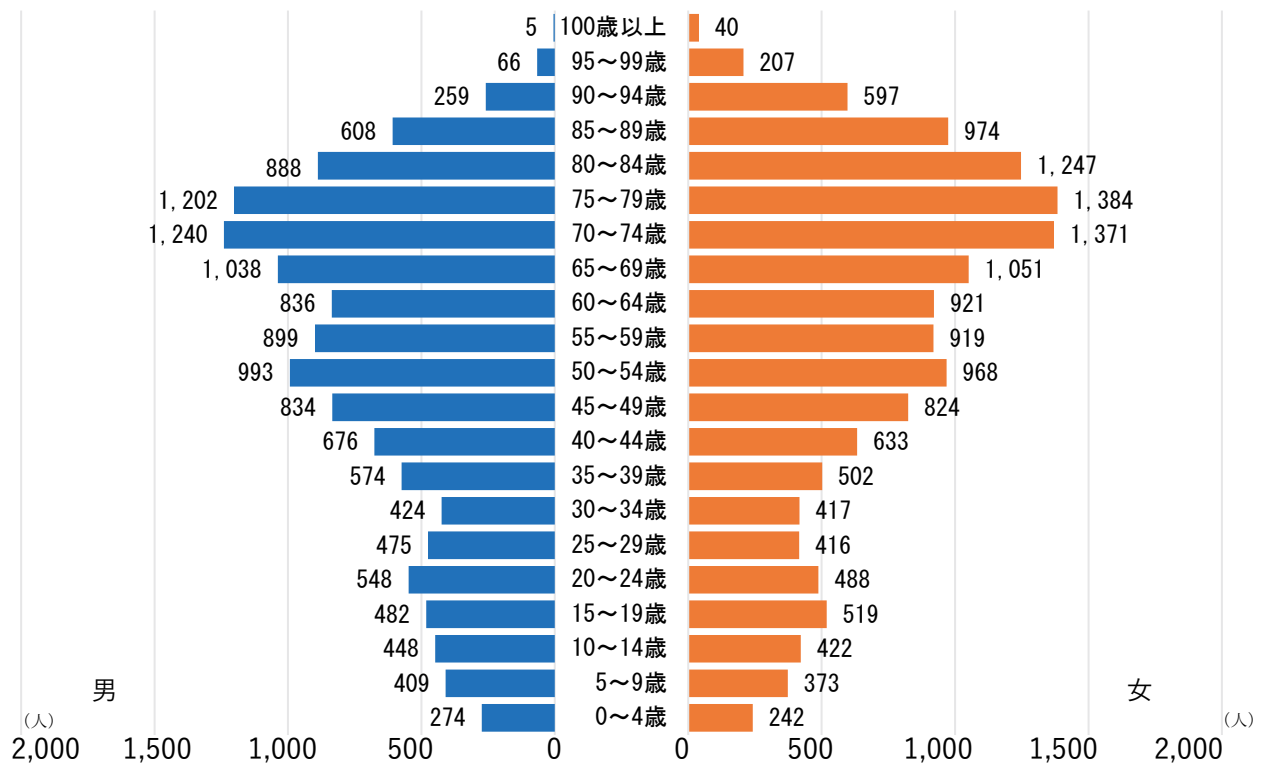
【図2 総人口の推移と高齢化の状況】



【出典】住民基本台帳(各年4月1日現在)

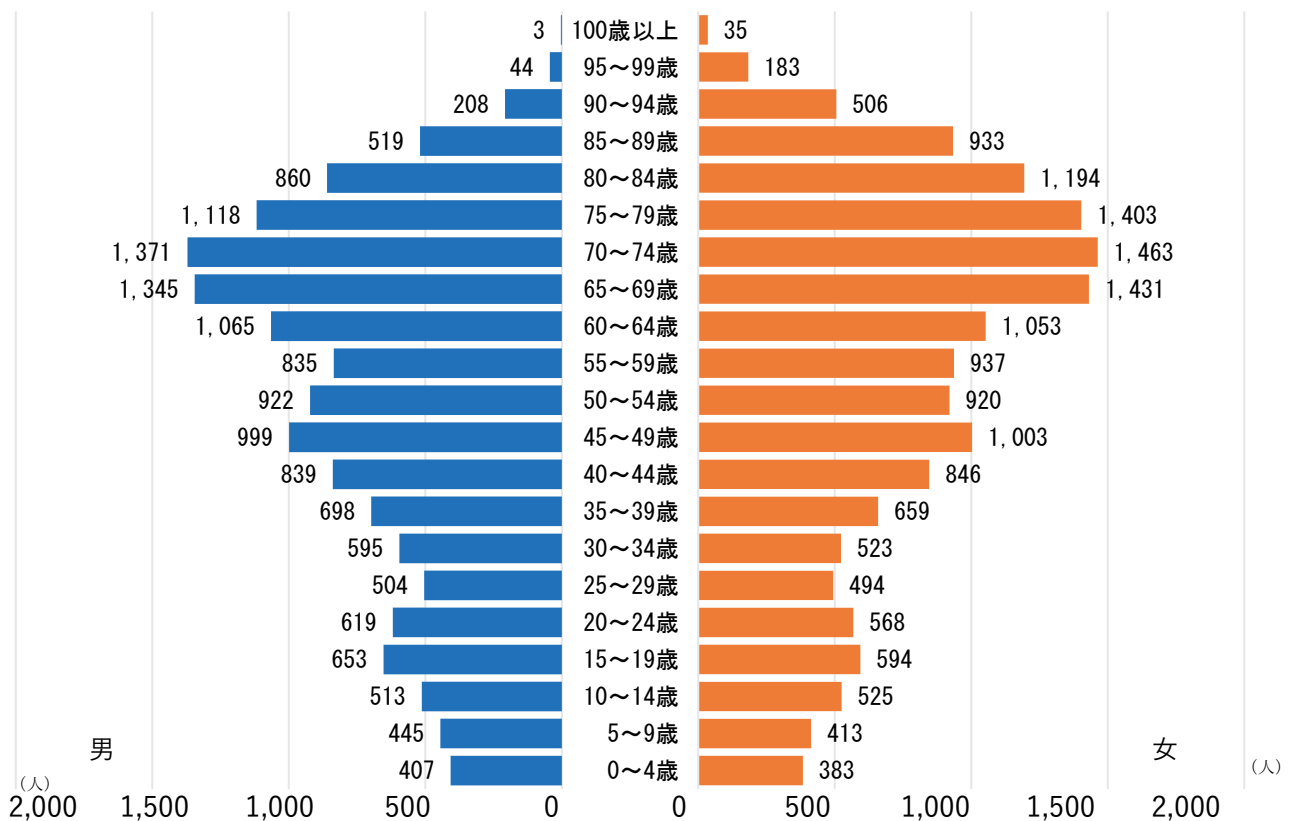
【図3 人口ピラミッド】

【人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）】



【出典】住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

【人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）】



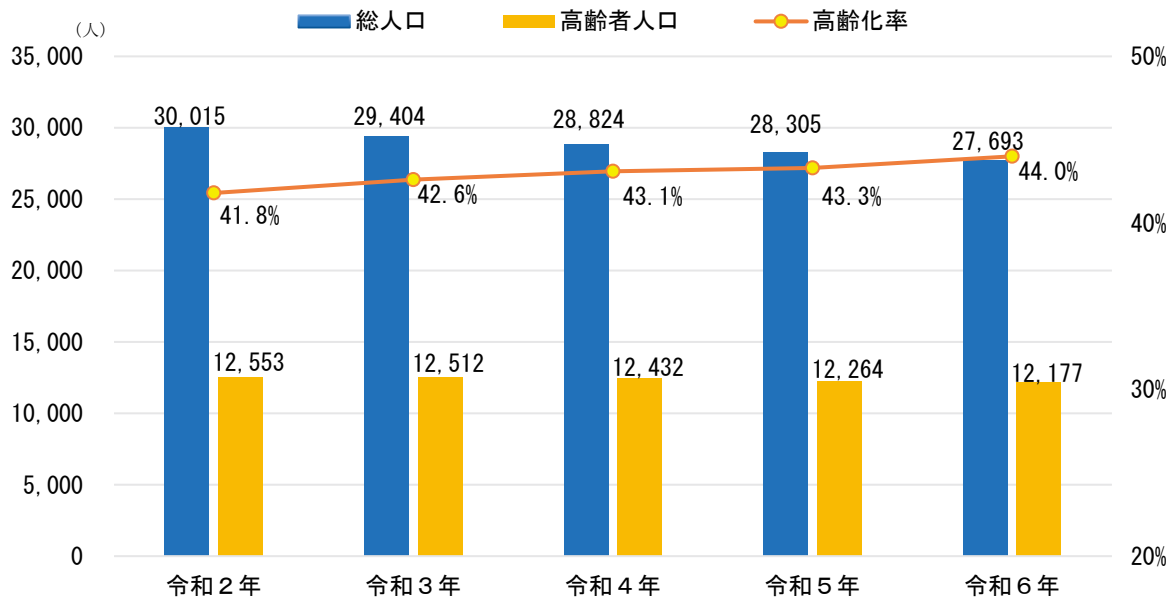
【出典】住民基本台帳（令和元年4月1日現在）

（２）高齢者福祉関係

高齢化率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）の様子を国勢調査の結果でみると、市全体では令和 2 年の 41.8%から令和 6 年の 44.0%へと、この 5 年間で 2.2 ポイント上昇しており、超高齢社会が進行しています。

65 歳以上の人口は令和元年度より減少に転じていますが、今後においても総人口に占める高齢者の割合が高まるため、高齢化率は緩やかに上昇していく傾向にあります。

【図 1 老齢人口と高齢化率の推移】

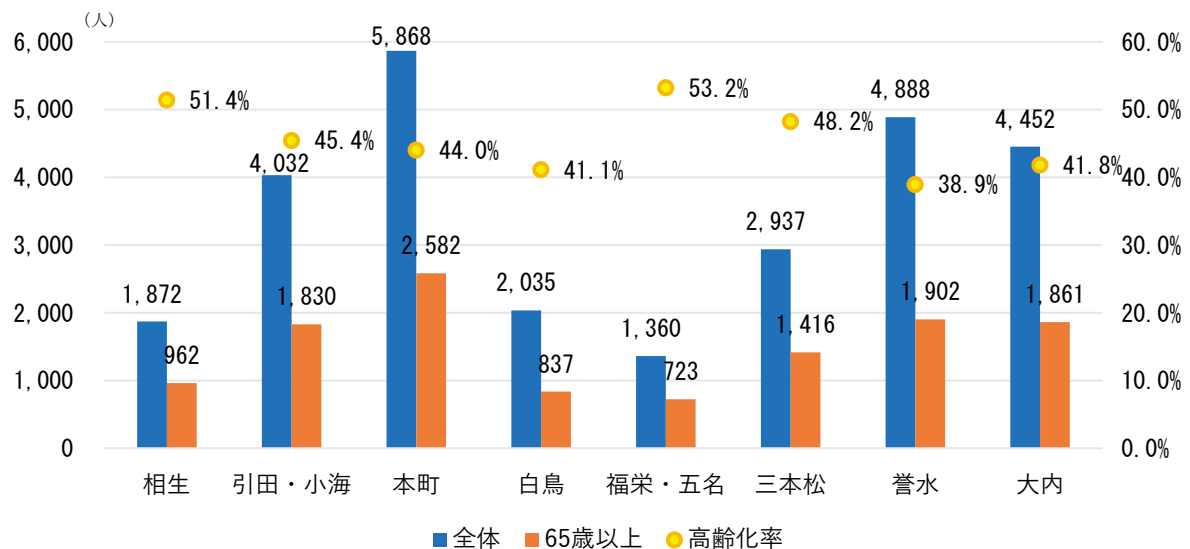


【出典】住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

下記の表のとおり、令和 6 年 10 月末現在の各地区の高齢化率をみると、相生地区、福栄・五名地区では 50%を超えており、続く三本松地区、引田・小海地区ともに 45%を超えています。

最も低いのは、誉水地区の 38.9%、次いで白鳥地区の 41.1%となっています。

【図 2 地区別高齢化率】



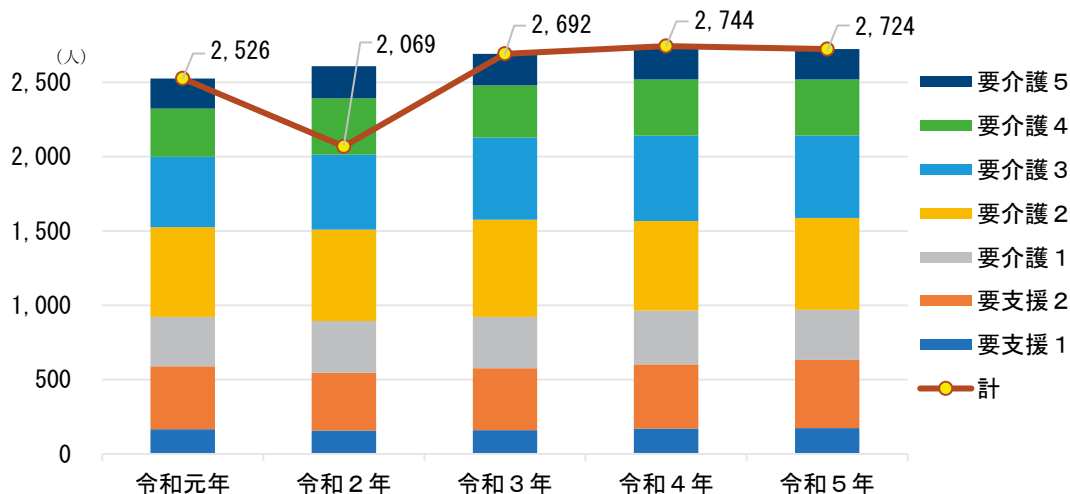
【出典】住民基本台帳（令和 6 年 10 月末現在）

（３）介護保険関係（認定者・認定率の推移）

介護保険事業報告における要介護等認定者数は、令和元年度においては2,526人、令和4年度では2,744人と緩やかに増加していましたが、令和5年度には2,724人と少し減少となりました。

高齢者人口も増加傾向となっていますが、認定率はおおむね横ばいで推移しています。

【図1 要介護認定者数の推移】



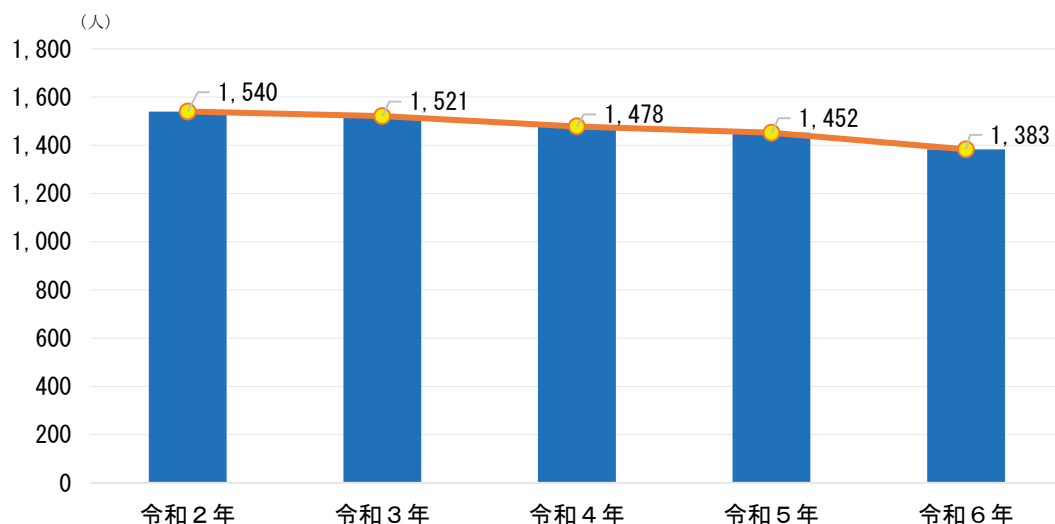
【出典】介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

（４）障がい者福祉関係

* 身体障害者手帳所持者数

令和2年3月末現在の身体障害者手帳所持者数は1,540人、令和6年3月末現在においては1,383人と少し減少しています。

【図1 身体障害者手帳保持者数の推移】

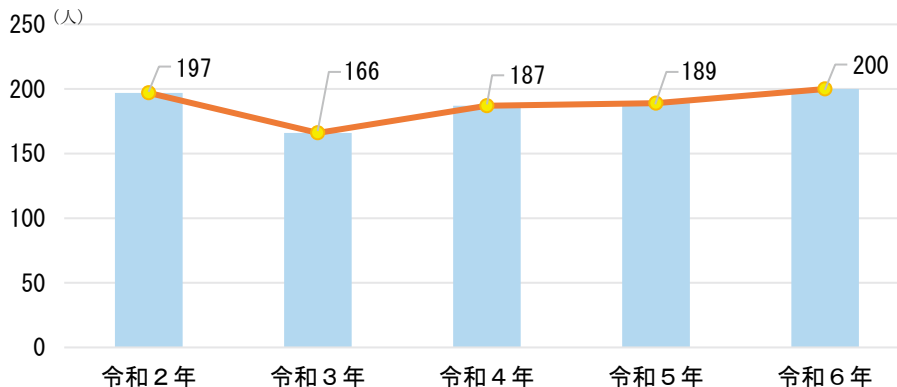


【出典】香川県障害福祉課（各年3月末）

*精神障害者保健福祉手帳・療育手帳所持者数

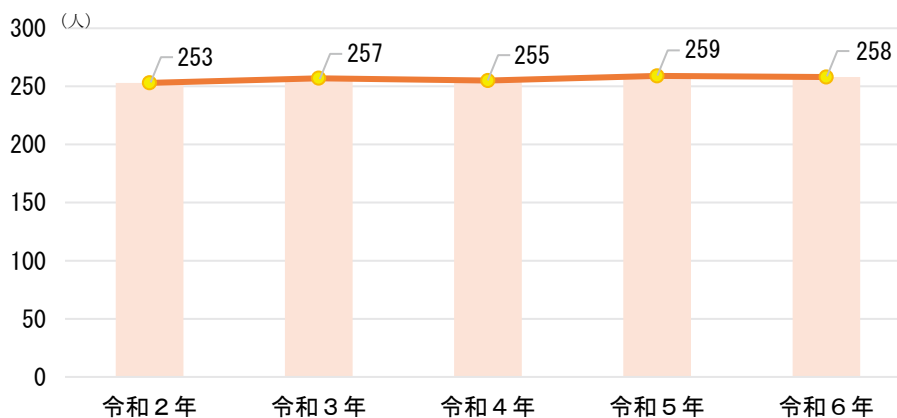
令和2年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は197人、療育手帳所持者数は253人、令和6年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は200人、療育手帳所持者数は258人と共に横ばい傾向にあります。

【図2 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【出典】香川県障害福祉課(各年3月末)

【図3 療育手帳所持者数の推移】



【出典】香川県障害福祉課(各年3月末)

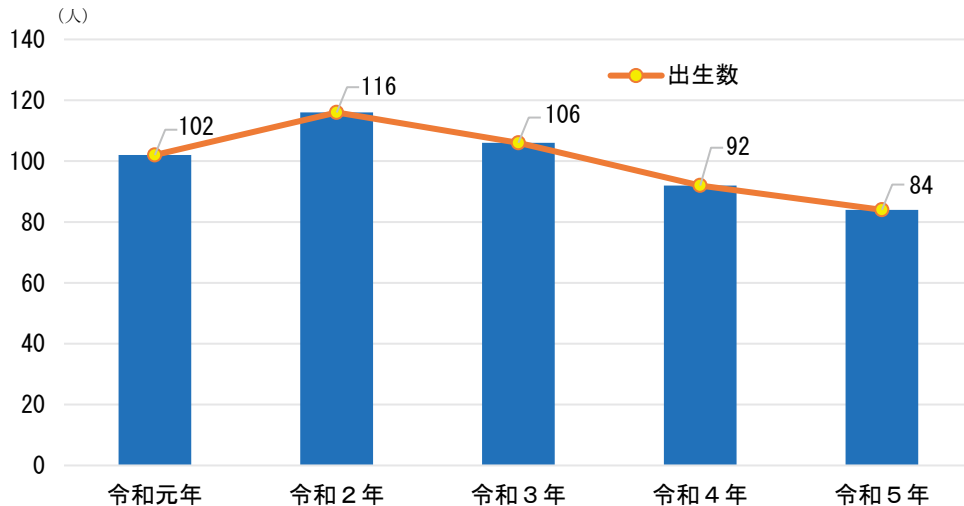
(5) 児童福祉関係

一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数を示す合計特殊出生率によると、全国的に依然として“少子化傾向”が続く中、本市の出生率も近年減少傾向にあり、令和4年以降は100人を割り、令和5年の出生数は84人となっています。

平成30年から令和4年の合計特殊出生率は1.38となっており、全国の1.33を上回りますが、香川県の1.50を下回る数値となっています。

少子化の進行に伴う子どもと子育てを取り巻く環境の変化は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えており、特に地域におけるコミュニティの希薄化による影響は大きく、子どもが健やかに成長できる環境を整えるために、地域社会全体で支えていくことが大切な取り組みの一つとなっています。

【図 1 出生数の推移】



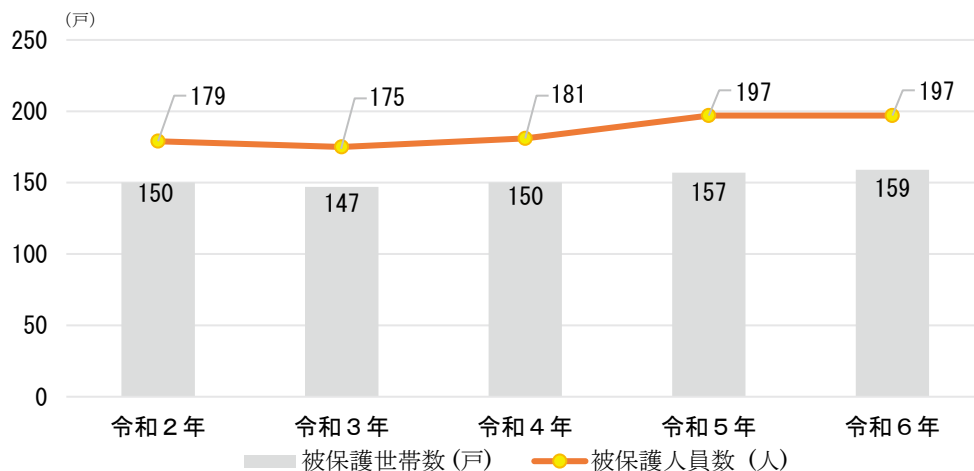
【出典】香川県人口動態（※各年1月～12月）

（6）生活支援関係

①生活保護制度

東かがわ市の生活保護の状況は、平成21年から増加傾向が続いていましたが、平成27年の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成28年以降は横ばい傾向となり、その後、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞により、令和2年には150世帯179人、令和6年には159世帯197人と少し増加傾向にあります。

【図 1 生活保護世帯数等の推移】



【出典】福祉行政報告(平成31年3月末現在)

②生活困窮者自立支援制度

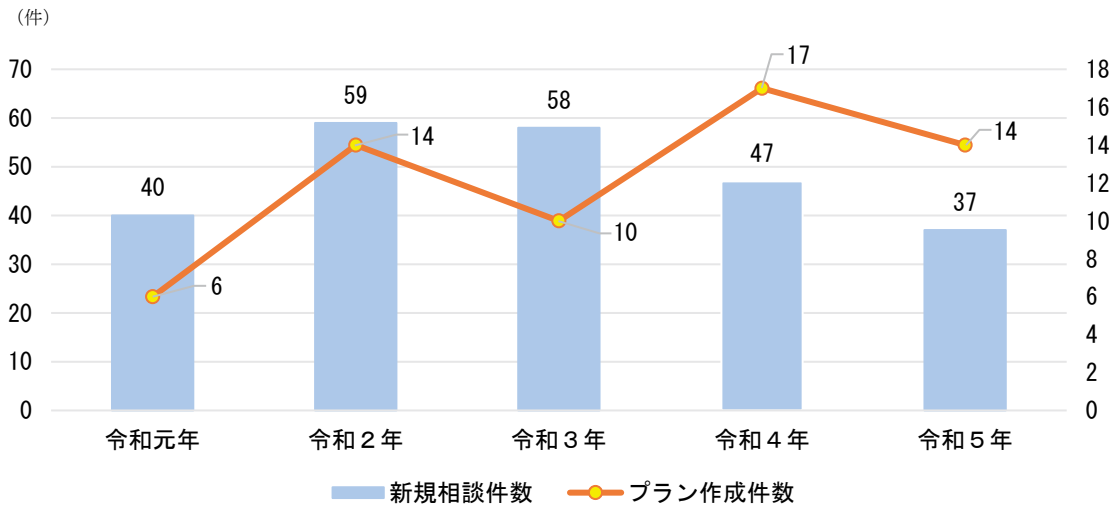
生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援体制の充実、強化を図ることを目的に、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立され、平成27年4月より施行されています。

東かがわ市においては、平成27年4月より関係事業への取り組みを開始し、生活支援等に係る総合相談を受け付け、市及び関係機関との連携のもと相談者一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、相談者に寄りそいながら課題の解決に向けた支援を実施しています。

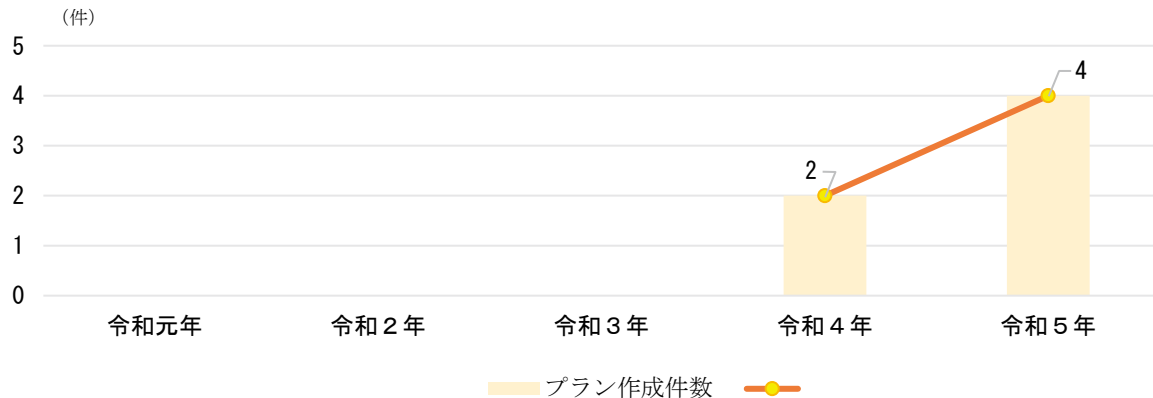
また、令和4年4月からは新たに就労準備支援事業、家計改善支援事業を開始し、自立相談支援事業との連携による相互補完的、連続的な支援を行うことにより、効率的かつ効果的に自立に向けた一歩が踏み出せるよう包括的な支援を実施しています。

【図2 生活困窮者自立支援制度における新規相談件数とプラン件数の推移】

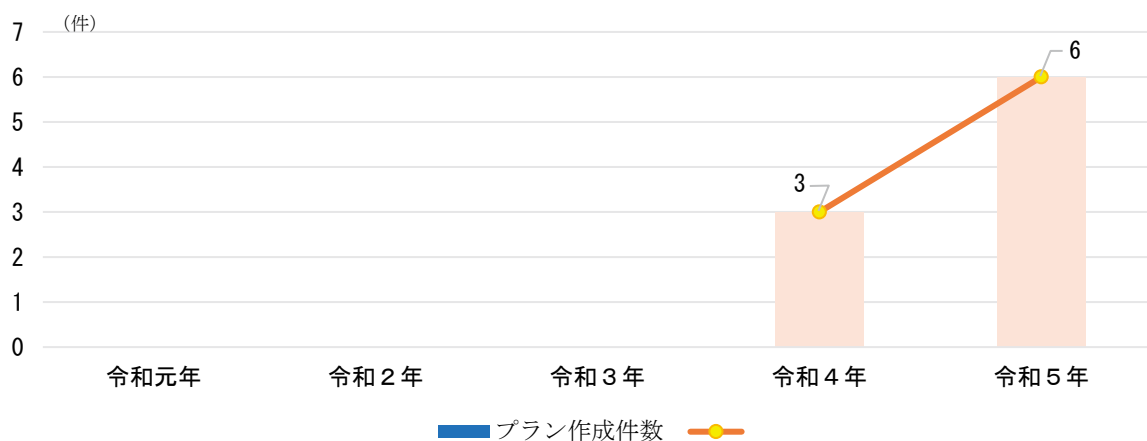
*自立相談支援事業



*就労準備支援事業



*家計改善支援事業



【出典】市社協事業報告(令和6年3月末)

③生活福祉資金貸付制度

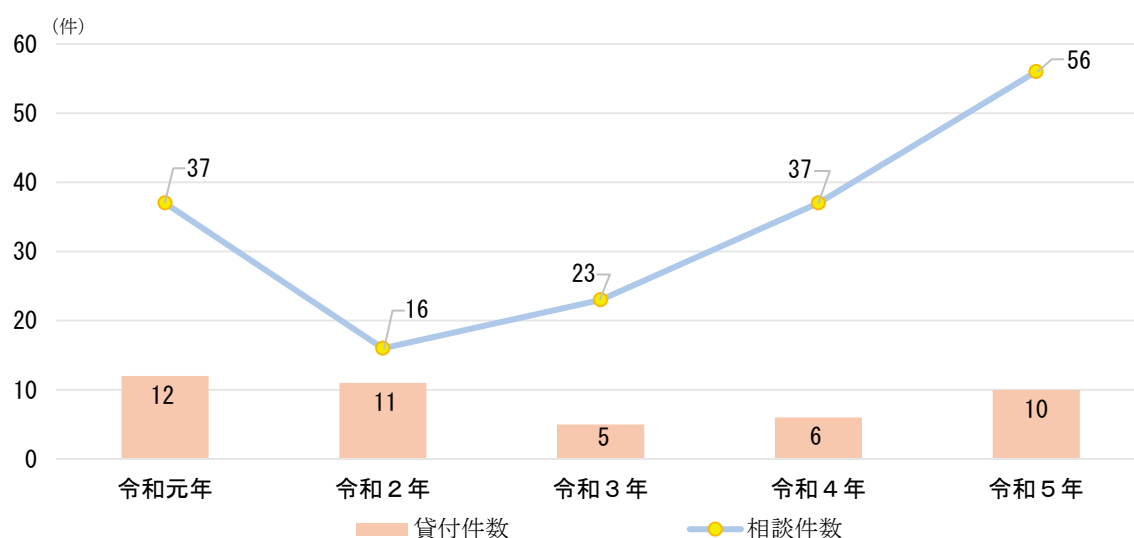
生活福祉資金貸付制度は、所得が少ない世帯や高齢者や障がい者世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、世帯の経済的自立や在宅生活の維持、社会参加の促進を図ることを目的とする制度です。

世界的に大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞により、休業や失業等が生じ一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象に、令和2年3月から令和4年9月末までの期間、「緊急小口資金等特例貸付」を実施しました。

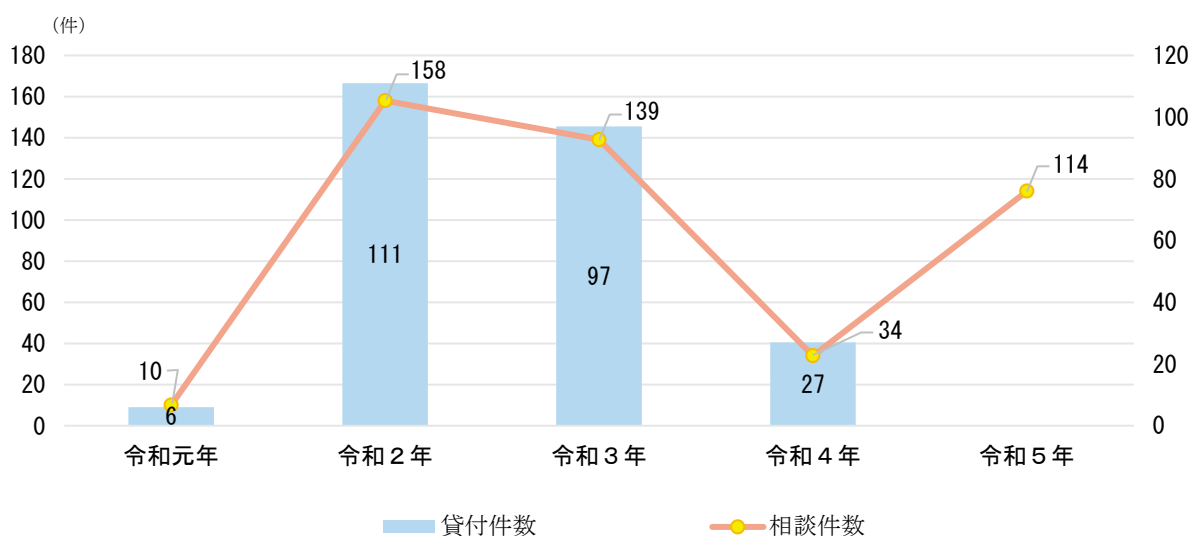
現在は貸付を終了していますが、制度を利用された方に対しての債権管理業務やフォローアップ支援として、自宅への訪問や電話などで生活状況を確認しながら必要に応じて適切な制度やサービスに繋ぐ支援を行っています。

【図3 生活福祉資金貸付制度における相談件数と貸付実績の推移】

*生活福祉資金貸付制度



*緊急小口資金等特例貸付



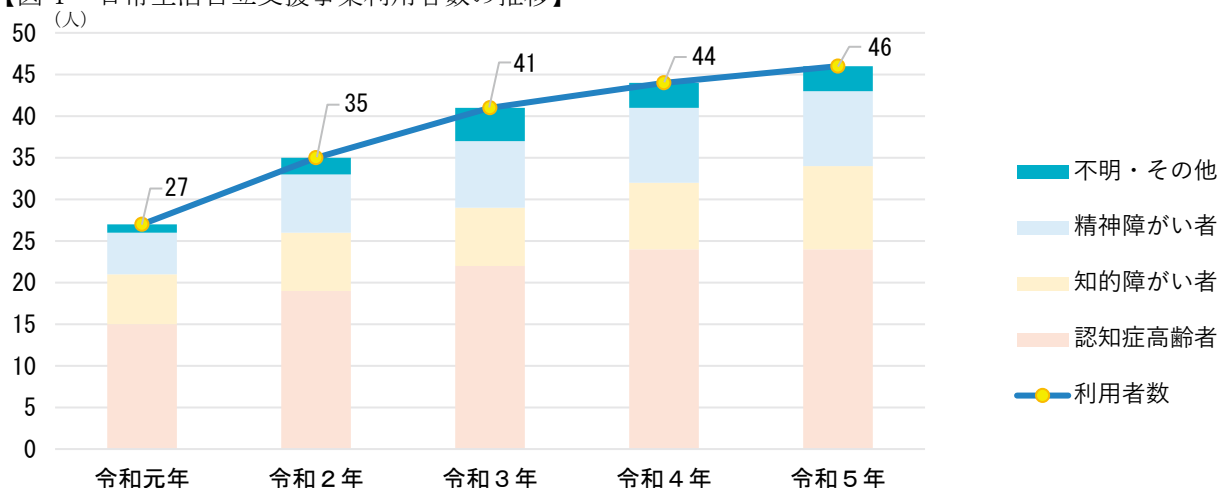
【出典】市社協事業報告(令和6年3月末現在)

④日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

年々、利用者数が増加するなかで、複合的な課題を持たれた利用者の増加や、判断能力が低下し成年後見制度へ移行する事例も出てきています。

【図4 日常生活自立支援事業利用者数の推移】



【出典】市社協事業報告(令和6年3月末現在)

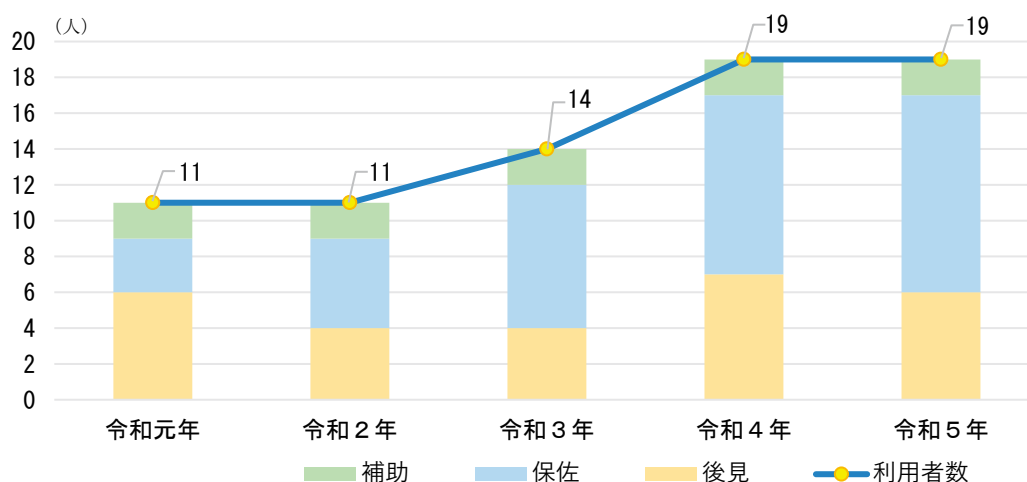
⑤法人成年後見事業

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方について本人の財産や権利を守る援助者を選定し、制度利用者を法的に支援する制度です。

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが、成年後見人、保佐人、もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になることで、親族または弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が成年後見人等に就任した場合と同様に、法人がご本人の支援を行うことです。

法人後見では、法人内の複数の職員が成年後見制度にもとづく後見事務を行いますので、長期的かつ安定的に制度利用者の支援を継続できるという利点があります。

【図5 法人成年後見事業利用者数の推移】



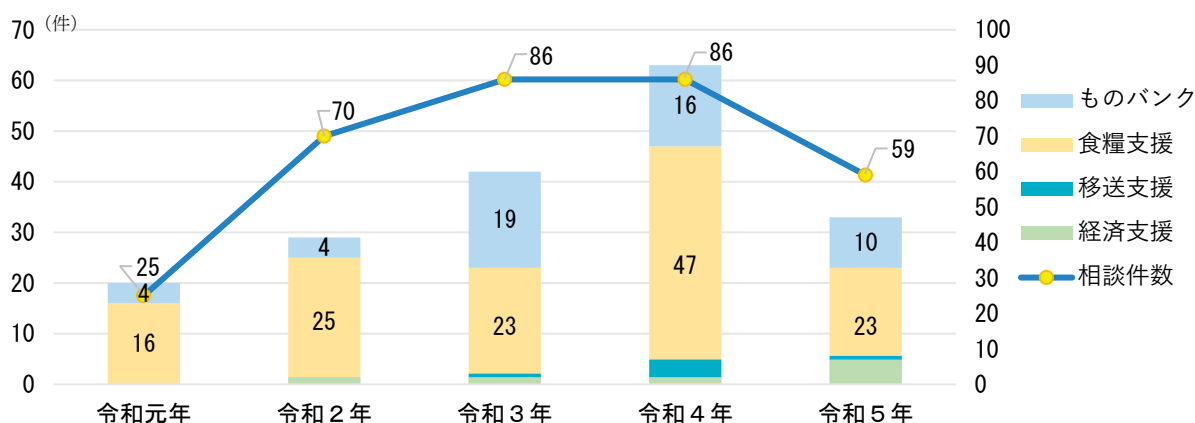
【出典】市社協事業報告(令和6年3月末現在)

⑥香川おもいやりネットワーク事業

香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人施設と社協が中心となり、民生委員・児童委員をはじめ地域の福祉関係者と連携して、様々な要因で生活のしづらさを抱えている方たちに寄りそいながら、住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることができるよう、地域で支え合える仕組みづくりに取り組んでいます。

また、市内の福祉関係者をはじめ関係機関が連携して、既存の社会資源や地域の方々のご協力をいただきながら事業活動を推進すると共に、必要に応じて新しいサービスの創出や仕組みづくりに取り組んでいます。

【図6 おもいやりネットワーク事業相談件数と支援数の推移】



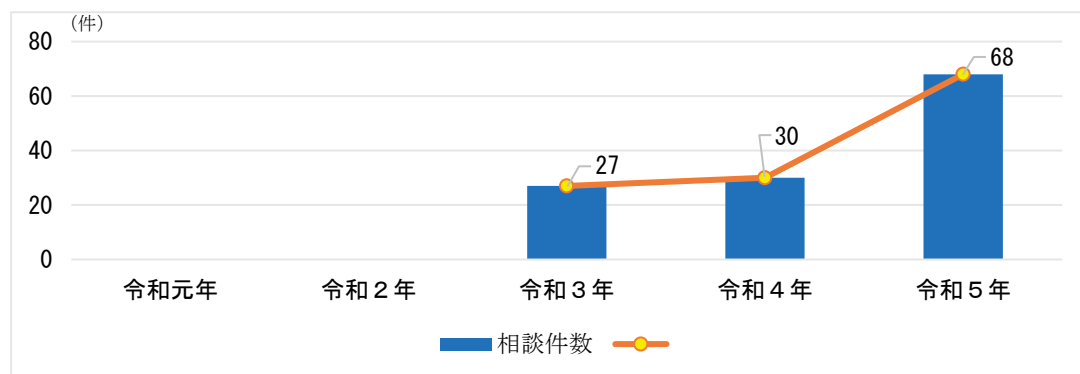
【出典】市社協事業報告(令和6年3月末現在)

⑦成年後見制度利用促進事業（中核機関）

認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいなどで、財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合う仕組みとして、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布され、同年5月より施行されています。

平成29年3月には、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（第一期 H29～R3年度）が閣議決定され、行政・関係機関との連携のもと権利擁護に関する中核機関の整備や包括的な組織体制の構築への取り組みが本格化しました。

本市においても、東かがわ市成年後見制度利用促進基本計画（R2～R6年度）に基づき、制度の利用促進に取り組んでいます。



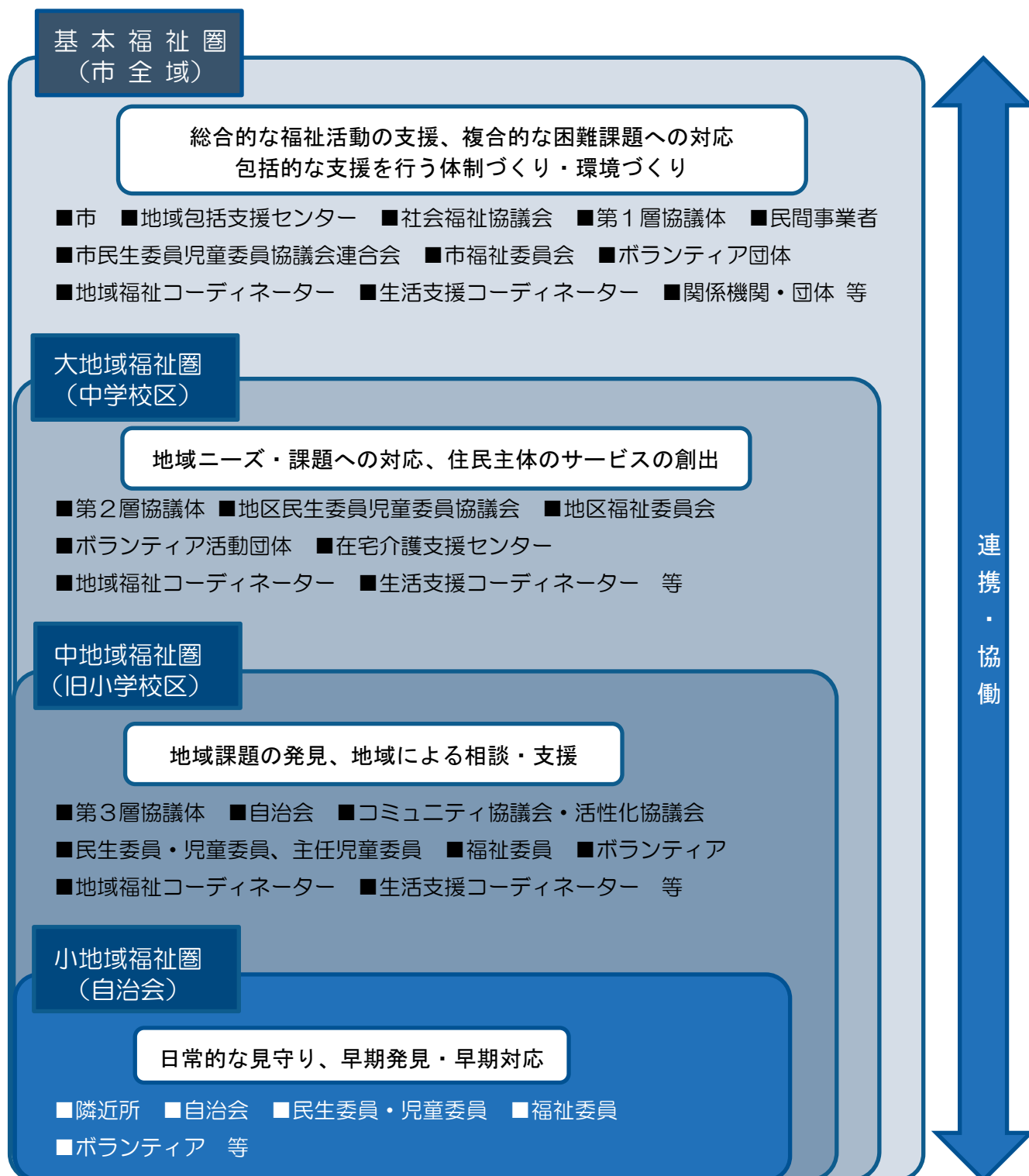
【出典】市社協事業報告(令和6年3月末現在)

2 地域福祉推進圏域について

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動等で解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらには多機関が連携しての複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な支援が求められます。

このような取り組みを効率的かつ効果的に展開していくために、活動計画では、市全域を、中学校区、小学校区、自治会の階層に分類し、想定される機能を次のように定めます。

【四層構造の地域福祉推進圏域】



3 市民ニーズや課題

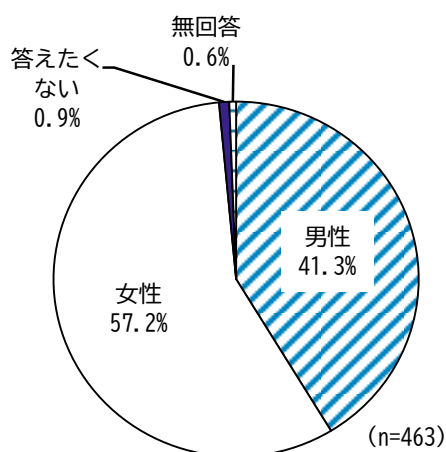
(1) 市民アンケートの結果から

わたしたちが日常生活で感じる悩みや不安は、地理的な環境や産業基盤などの違いにより地域ごとに特色があります。ここでは、東かがわ市内に住む人が日頃感じている地域の様子や生活課題について、市民アンケートや住民座談会等をはじめ、地域福祉活動団体・者からの聞き取り、推進会議委員の意見などから福祉課題や福祉ニーズを抽出しました。

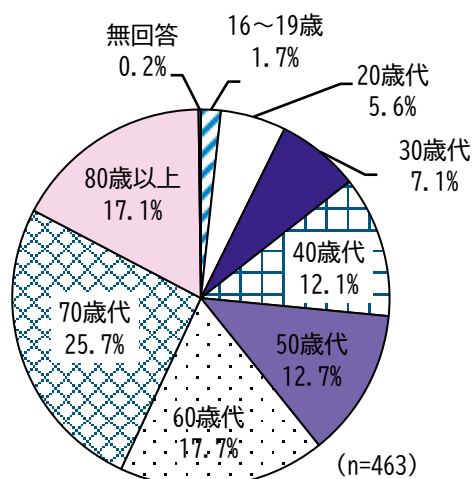
市民アンケートの回答者の年齢構成としては、男女ともに「60歳代」「70歳代」が多く、60歳代以上が占める割合は60.5%となっています。

※市民アンケートからの抜粋

1 性別

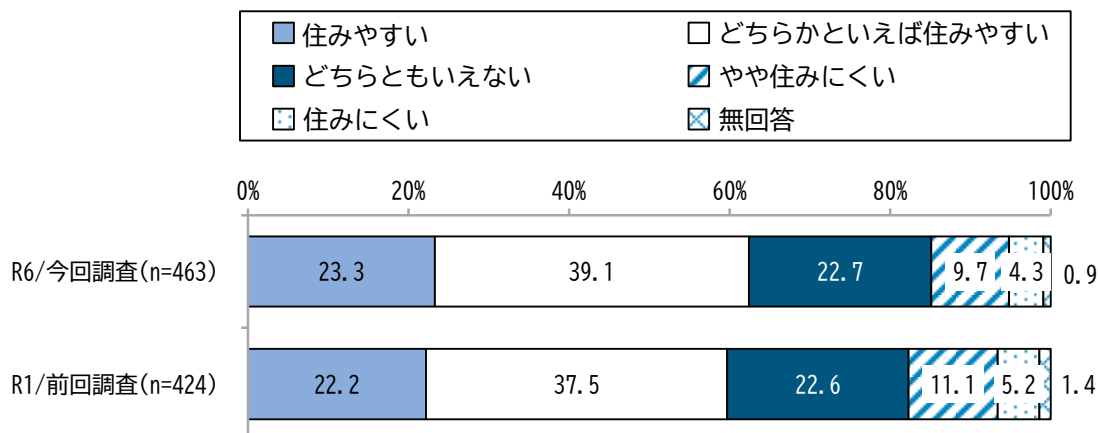


2 年齢



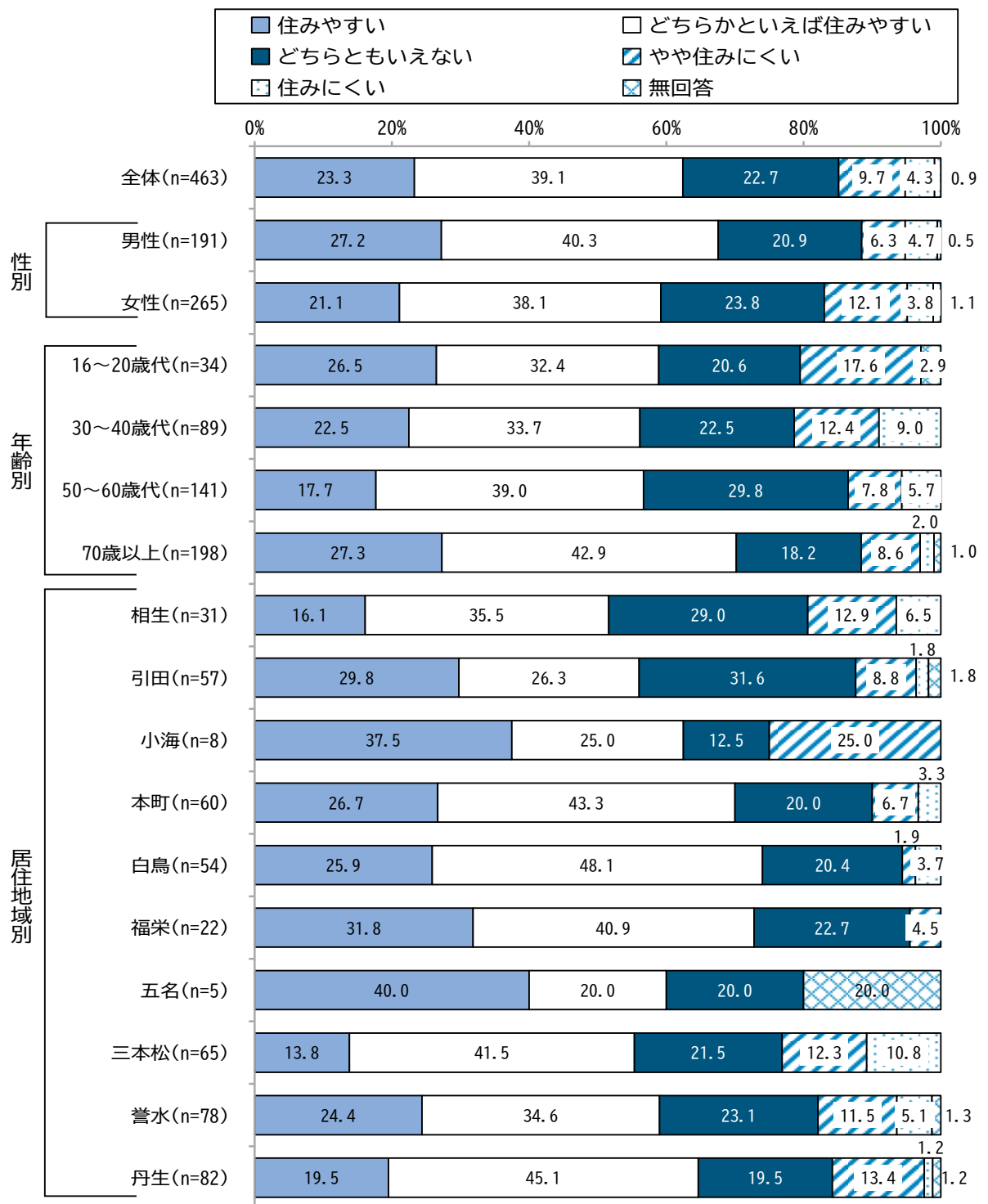
3 東かがわ市の住みやすさ・居住地の満足度

図表 1 東かがわ市の住みやすさ（全体、前回比較）



東かがわ市の住み心地については、全体として約6割の方が「住みやすい」もしくは「どちらかといえば住みやすい」と回答されています。

図表 2 東かがわ市の住みやすさ（全体、性別、年齢別、居住地域別）

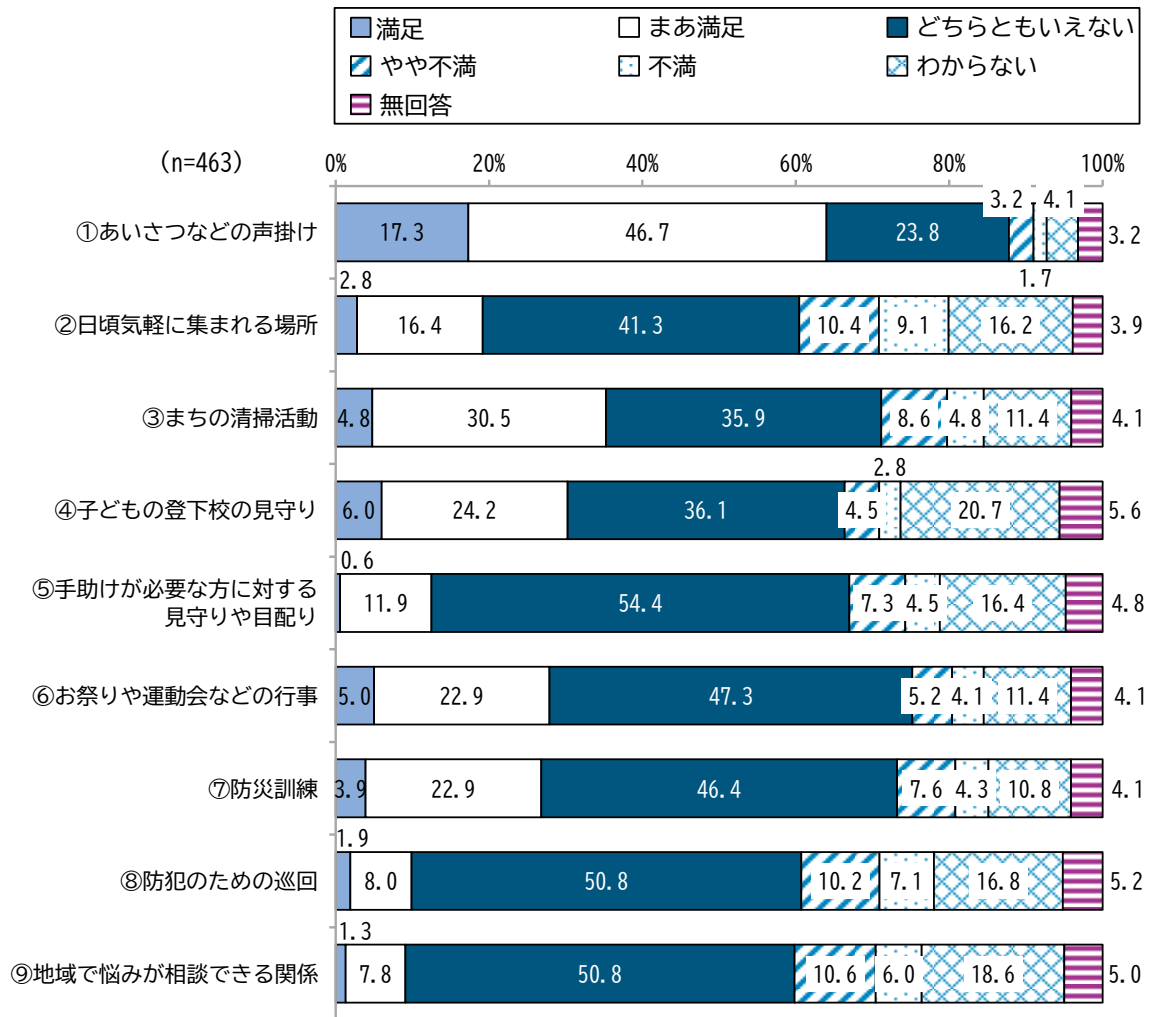


●居住地域の満足度

居住地域の満足度については、「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』の割合は、①あいさつなどの声掛けが64.0%で最も高くなっています。

一方、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』の割合は、「日頃気軽に集まれる場所」が19.5%で最も高くなっています。

図表 3 居住地域の満足度（全体）



あいさつなどの声掛けについての満足度（満足・まあ満足）は64.0%で、地域内の交流としてあいさつが広く行われていると考えられ、「どちらともいえない」が23.8%で、日常的にあいさつは行われているが深い交流には至らない住民も一定数存在しているものと思われます。

日頃、気軽に集まれる場所についての満足度は19.2%と、集まれる場所が不足しており満足度が低く、「わからない」及び「無回答」が20.1%と、地域に集う場所があることを知らない住民が多い可能性も考えられます。

まちの清掃活動についての満足度は35.3%で、地域の環境維持活動には一定の満足が見られますが、関与していない住民も多く「どちらともいえない」が35.9%と、参加の頻度や活動内容に差がみられています。

子どもの登下校の見守りについては満足度が30.2%と、子どもがいる家庭を中心に、活動の効果が評価されていますが、「わからない」が20.7%と活動そのものを知らない住民も少なくない可能性も考えられます。

手助けが必要な方に対する見守りや目配りに関する満足度は12.5%と、満足度が特に低く、支援体制が十分でない状況がうかがえます。また、「どちらともいえない」が54.4%と支援活動の可視化が不十分で、住民に伝わっていない可能性が考えられます。

お祭りや運動会などの地域の行事についての満足度は27.9%と、地域の文化的なイベントには一定の満足が見られますが、「どちらともいえない」が47.3%と、行事に参加していない住民がやや多い傾向にあります。

防災訓練についての満足度は26.8%と、防災訓練への評価は比較的高いが、訓練の頻度や住民参加率に課題があり、「どちらともいえない」が46.4%と、訓練への参加経験がない住民がいることが分かります。また、防犯のための巡回についての満足度は9.9%と、満足度が非常に低く、防犯活動が住民の間でほとんど認識されていない状況で、「どちらともいえない」が50.8%と、活動内容や頻度が住民に見えにくい状況があると考えられます。

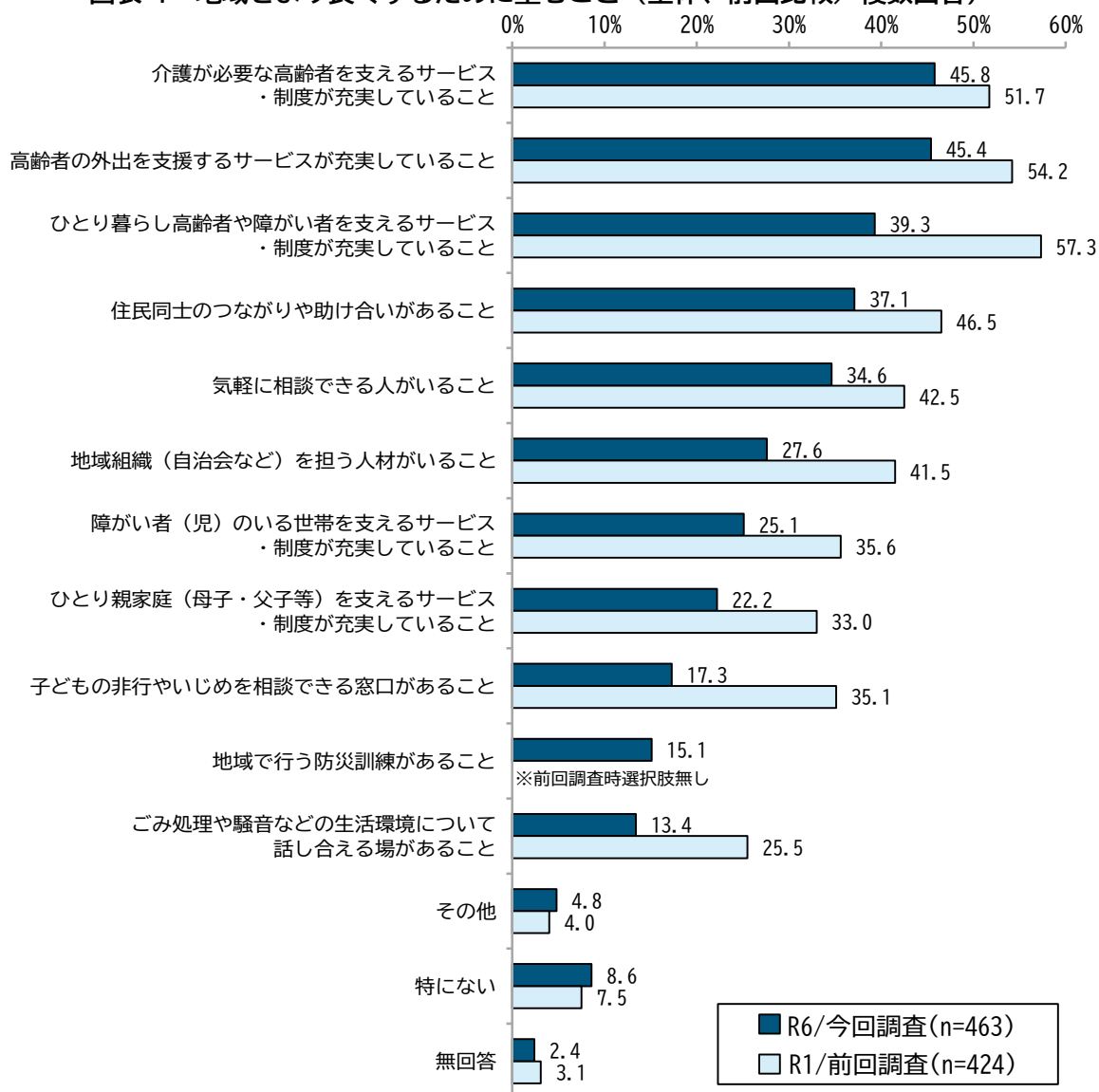
地域で悩みが相談できる関係についての満足度は9.1%と、地域内で相談できる関係性が構築されていないことが明らかで「どちらともいえない」50.8%と実際に相談する機会がないと感じている住民が多くなっています。

●地域をより良くするために望むこと

地域をより良くするために望むことについては、「高齢者を支えるサービス・制度が充実していること」を望む声が多く、次いで「高齢者の外出を支援するサービスが充実していること」、「ひとり暮らし高齢者や障がい者を支えるサービス・制度が充実していること」となっています。

また、住民同士のつながりや助け合い、気軽に相談できる人がいることなど、コミュニティや身近な暮らしにおける住民相互の支え合いを望む声も聞かれています。

図表 1 地域をより良くするために望むこと（全体、前回比較／複数回答）

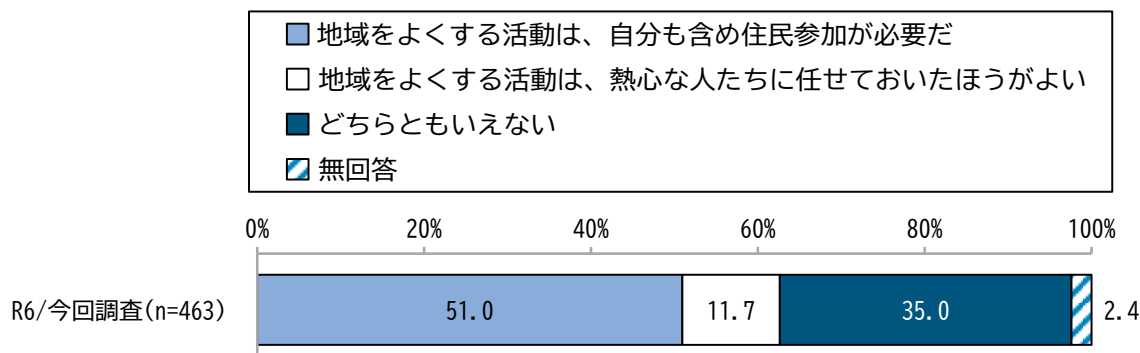


●地域活動に対する参加について

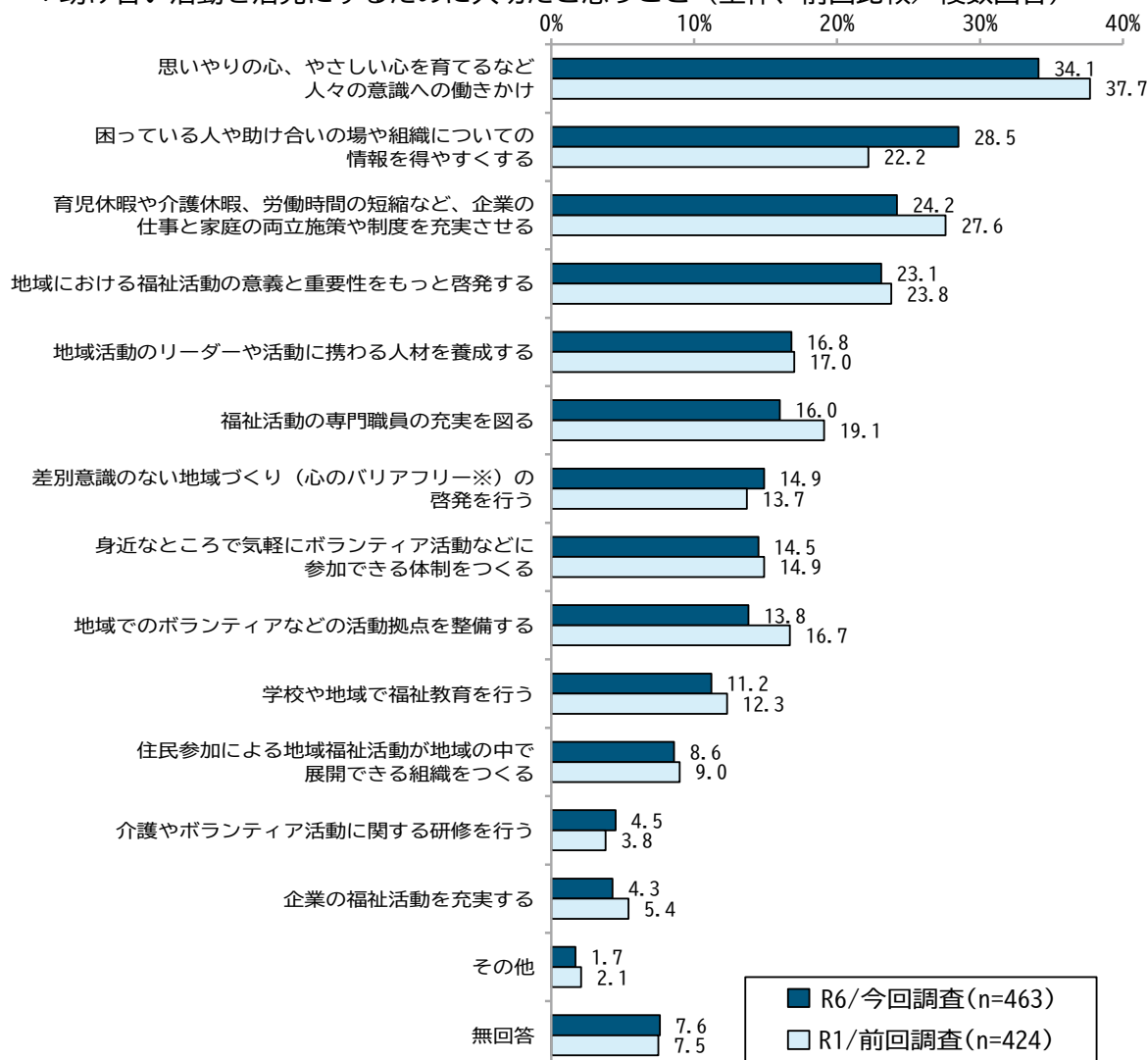
地域活動への参加についてみると、「地域をよくする活動は、自分も含め住民参加が必要だ」が51.0%で最も高く、地域活動に対する負担についてもみてみると、「地域をよくするためには、負担となっても必要である」と地域支え合いの大切さを感じている方が全体の半数を超えています。

少子・高齢化が進む中で、今後、東かがわ市でも地域における住民相互の助け合い活動が重要になっているなかで、相互扶助活動を活発にするために大切だと思うことについては、「思いやりの心、やさしい心を育てるなど人々の意識への働きかけ」が34.1%で最も高くなっています。

*地域活動に対する参加について（全体、前回比較）



*助け合い活動を活発にするために大切だと思うこと（全体、前回比較／複数回答）



(2) 見えてきた取り組み課題

- *住民相互による地域活動・つながりづくりへの取り組み
- *地域のつながりを再構築する取り組み
- *暮らしの安全・安心を支える体制づくり
- *気軽に集える居場所の充実
- *支え合う福祉の心を育てる取り組み
- *ふるさとを愛し、未来へつなげる人づくり
- *地域支え合い・助け合いの仕組みづくり
- *福祉を担う人材養成・育成に関する取り組み
- *子どもから大人まで幅広い住民が積極的に福祉活動へ参加する地域づくり
- *世代や属性を超えてつながり多様な地域資源と連携しながら活動できるまちづくり
- *地域自立生活を核にした支援体制づくり
- *人とひと、人と地域をつなぐ支援
- *生きづらさ、生活課題を抱える住民が社会参加できる地域づくり
- *世代や属性を問わない総合的な相談支援体制の構築
- *様々な制度や仕組み、社会資源を活用した支援体制の構築
- *世代や対象者に応じて暮らしの情報が正しく伝わる仕組みづくり
- *防災意識の向上のための取組み
- *地域の防災力を高める取り組み
- *避難行動要支援者等を支えるための仕組みづくり

これらの見えてきた課題に対し、「自助・互助・共助・公助」の役割の中で、地域における支え合い、助け合いを基調に、地域住民をはじめ地域のあらゆる団体、関係機関、行政等がそれぞれに役割を持ち、支え合いながら、世代や分野を超えてつながり、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成することで、誰もが住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けられる「地域共生社会の実現」を目指していきます。



第4章 地域課題の解決に向けて

1 活動計画の設計

みんなが寄りそい 一緒につくる

誰もが“安心して笑顔で暮らせるまち” 東かがわ

「みんなが寄りそい」

誰もが地域に寄りそう。

様々な課題を我が事ととらえ、身近に寄りそい支え合うことが大切という考え方です。

「一緒につくる」

ひとりでできないときにはみんなの支えに助けられること、また、ひとりで解決するのではなく、みんなで連携・協働し「すべての人がかかわることが大切」という考え方です。

「誰もが“安心して笑顔で暮らせるまち”」

社会や地域から孤立しがちな人々の存在にも意識をもって、“誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して笑顔で暮らし続けることができるまちづくり”を目指すという考え方です。

そして、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民をはじめ地域 の多様な主体が『我が事』として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとし、これらを実現するために、4つの取り組み目標を掲げました。

*基本理念に基づく4つの取り組み目標

4つの取り組み目標は、“誰もが取り組んでいくこと”として考え、この「誰もが」とは、その地域に住み生活をしている人だけでなく、市外から通勤・通学している人や、その地域で活動をしているすべての人や企業、福祉施設・関係機関等の組織の中で活動している人たちをあらわし、それを「わたしたちができること」と、「行政、福祉施設・関係機関と連携して取り組むこと」の二つの主体に分けて考えました。



○わたし、わたしたちとは

自分をはじめ地域で生活や活動をしているすべての人や団体、企業のことを指します。

○行政とは

国・県・市の行政機関を指します。

○福祉施設、関係機関・団体とは

福祉サービスを行っている施設や事業所、ボランティア団体などの組織や、そこに所属する福祉の専門職員、学校などを指します。

「住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送りたい」という気持ちは、誰もが想う共通の願いです。一人ひとりが生活をしていくなかで悩みや問題を抱えた時、「わたしたち」の活動だけではどうしても解決できないものもあります。そうしたことに對し、「わたしたち」以外の「行政、福祉施設・関係機関等」が果たすべき役割があります。

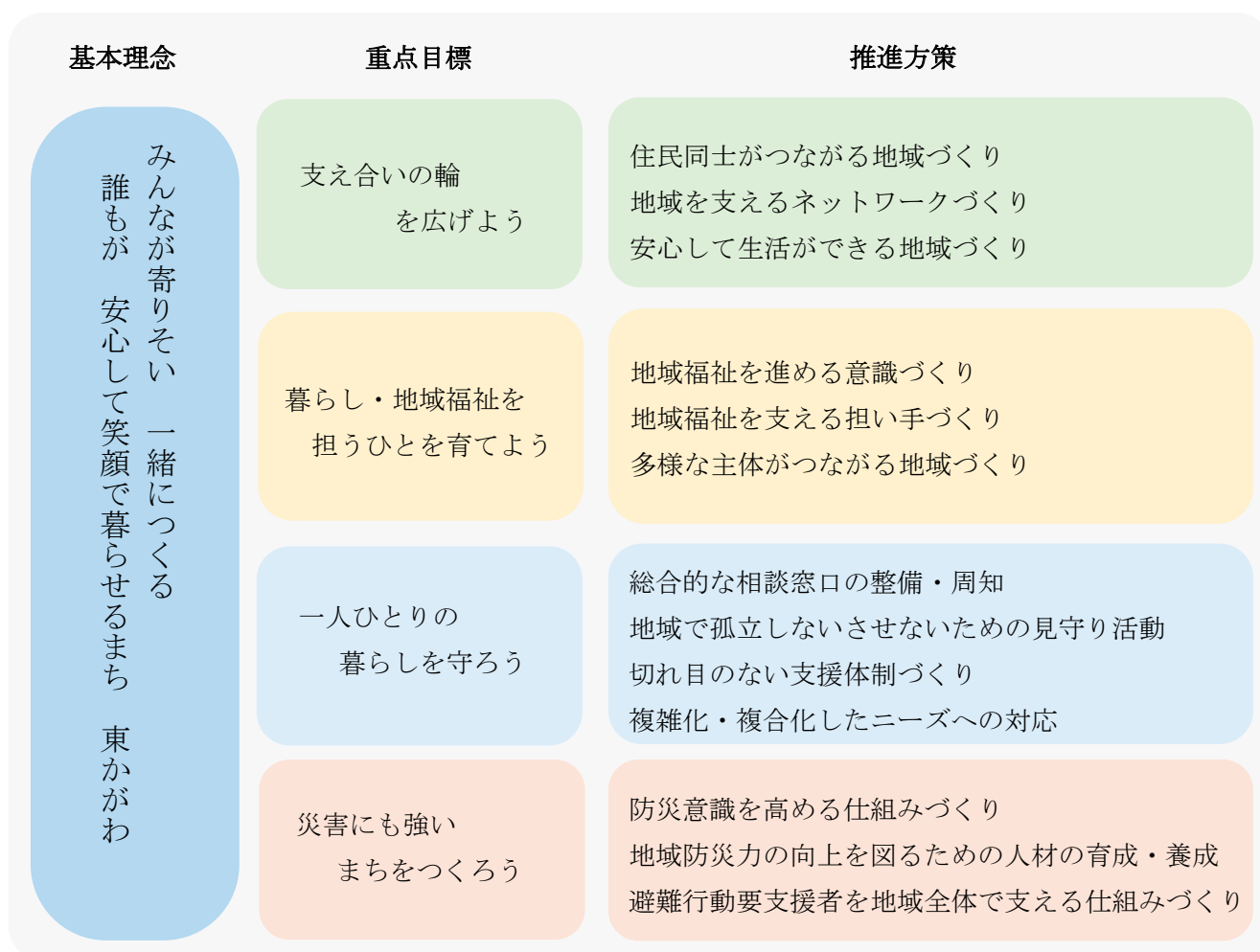
これらを踏まえ市は、公的な福祉サービスの充実はもとより、住民の主体的な創意工夫や相互の支え合い、助け合いの精神に基づく福祉活動を支援するとともに、住民と一体となった保健・医療・福祉の連携システムづくりに取り組みます。また、ボランティア活動の支援や組織の育成に努め、「自助・互助・共助・公助」の精神に基づいた地域社会づくりを目指します。

2 活動計画の体系

計画策定にあたっては、まず、調査活動の結果や推進会議の議論をもとに、「みんなが寄りそい一緒に作る 誰もが“安心して笑顔で暮らせるまち” 東かがわ」を基本理念と掲げ、東かがわ市の地域福祉の現状と問題点を分析して4つの項目に整理しました。

次に、整理した地域福祉課題を解決していくための4つの目標を設定し、その課題に対する目標達成に向け①わたしたちができること②行政、福祉施設・関係機関等と協働して取り組むことを第4章に、各々の取り組みをより効果的なものにつなげるため社協がすべきことを第5章に記しました。

《活動計画の体系図》



3 重点課題と取組み目標

目標 1) 『支え合いの輪を広げよう』

＊現状と課題

コロナ禍を経て人とひととのつながりの希薄化が顕著となり、地域における昔ながらの相互扶助の意識が薄れ近所同士の声かけや子どもへの声かけも少なくなり、自治会への加入率も低下しています。

また、高齢者や障がいのある人、その人たちを介護している家族などの中には、加齢に伴う体力の低下や認知症等により日々の暮らしに不安を抱え“孤独”や“孤立”、“生活のしにくさ”を感じている人たちも少なくないと考えます。

地域に暮らす住民一人ひとりが互いに支え合い、助け合う意識を高めながら、隣近所同士で気軽に支え合える関係性づくりや、地域の方々やボランティア、民間事業者などが協力して困りごとを抱えた住民や地域の福祉課題を解決していけるように、地域のつながりを再構築する必要があります。

○住民の声から

- ＊昔と比べて地域内の交流が少なくなり、地域のつながりが薄れてきたように感じる
- ＊自治会行事・サロン活動・老人会等に参加する人が減ってきた
- ＊地域の中で多世代が交流できる機会が必要
- ＊地域に認知症の方が増えてきており地域で支え見守る仕組みが必要

○見えてきた取り組み

- ＊住民同士の支え合い助け合いによる地域活動・つながりづくりへの取り組み
- ＊地域のつながりを再構築する取り組み
- ＊気軽に集える居場所の充実
- ＊暮らしの安全・安心を支える体制づくり



誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」

【推進する施策】

- ◆ 住民同士がつながる地域づくり
- ◆ 地域を支えるネットワークづくり
- ◆ 安心して生活できる地域づくり

○住民相互による地域活動の推進

- ＊地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを深める
- ＊自治会活動やサロン活動等の継続的な取り組み
- ＊暮らしの情報発信

○協働で課題を解決するための仕組みづくり

- ＊みんなが“つながり”地域の福祉課題の解決に向けて取り組める仕組みづくり

○安心して生活できる地域づくり

- ＊支援を必要とする人の把握と地域の支え合いによる支援体制づくり

	住民相互による地域活動の推進	協働で課題を解決するための 仕組みづくり	安心して生活できる地域づくり
自分たちでできること	・常日頃からのあいさつや声かけなどを通じ、日頃からのつながりをつくる ・地域の活動に積極的に参加し、地域の絆を深める ・自治会館等を利用し多世代が集える機会を設ける ・自治会館を活用して元笑気を開催し、顔を合わす機会を増やす ・自治会館の開放日を設け、地域の人々が気軽に集える場をつくる ・サロンや自治会行事に気軽に参加できるような声かけやチラシ、告知端末を活用して情報が広く伝わるように周知方法を考える ・回覧板等でサロン活動の報告を行い、活動内容や目的等について知ってもらう ・地域の祭りや運動会、ラジオ体操などを継続して地域のつながりづくりに努める ・サロンや自治会行事等に子どもたちが参加しやすい環境づくりに取り組む ・近くの自治会同士での交流を図り、活動などに関する情報交換を行う ・地域の商店や企業、学校等と連携して地域づくりについて考える ・コミュニティセンターの活用を考える	・自治会同士の交流を深め、情報の共有を行う ・自治会内での連携体制を作る ・地域の福祉課題を把握し、みんなで話し合いながらできる範囲で暮らしのサポートに取り組む ・簡単な書類の作成やゴミ出しのサポートなど、相互の助け合いの仕組みづくりについて検討する ・助け合い活動を充実させる ・自治会内での困りごとなどを把握し、みんなで協議する場を設ける ・気になる方への定期的な見守り訪問活動の仕組みづくりに取り組む ・ふれあい配食サービスを利用した見守り訪問を実施する ・サロン開催時に移動販売を依頼する ・移動販売の情報を地域の方に周知する	・隣近所への声かけ、見守り活動を継続する ・地域で気になる方を見守る意識を高める ・地域で気になる方の見守り活動に取り組む ・サロンや自治会で見守り活動について話し合う機会を持つ ・サロンで困りごとを相談できるように声かけをする ・気になる方の情報を共有する ・サロンに民生委員・児童委員や福祉委員が参加し、気軽に相談できる体制をつくる ・高齢者等見守りネットワーク事業について、地域の方に知ってもらう機会を持つ ・認知症の方への対応について知る機会をつくる ・子どもたちの登下校時の見守り活動に取り組む ・自治会で資源回収などを行い、見守り活動につなげる
行政・関係機関	・サロン活動や地域の集いの場等への講師等派遣メニューを充実する ・活動資金を支援する ・サロンや自治会等の集いの場等を通じて、地域のつながりの必要性を伝える機会を持つ ・地域の課題を地域の連携によって検討・協議していく場を開催する ・地域ふれあい教室“元笑気”の拠点を拡充する ・地域の行事や住民活動に積極的に参加する	・住民・地域活動を応援する ・支え合いの基盤づくりをサポートする ・民生委員・児童委員や福祉委員との連携、情報共有を図る ・地域と企業、社会福祉法人、ボランティア団体等が交流できる機会を設け、連携体制の構築を支援する ・住民主体の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援する ・移動販売等の買い物支援をはじめ暮らしに係るサービス情報の発信及び導入の支援に努める	・地域資源マップの周知に努める ・見守り活動への周知啓発及び活動の支援に取り組む ・高齢者等見守りネットワーク事業の充実強化及び周知啓発に取り組む ・高齢者安心みまもり隊の育成及び活動を支援する ・自治会やサロン等での認知症に関する出前講座を実施する ・認知症施策に取り組む ・タクシーチケット配布事業の周知を行う

目標 2) 『暮らし・地域福祉を担うひとを育てよう』

＊現状と課題

地域福祉を推進する上で、住民一人ひとりが「地域共生」に向けた支え合いに対する福祉への理解と意識を高めることが必要不可欠です。市内では地域の特性に合わせたボランティア活動が展開されていますが、地域における福祉活動の担い手であるボランティアの高齢化や担い手不足等の要因で、活動の継続が困難になってきている現状があります。

福祉の意識を高める取り組みに向け、住民一人ひとりが積極的に社会参加に取り組むことや、子どもの頃から福祉について学ぶことで、お互いに思いやり、認め合う心を育むことが重要と考えます。また、地域福祉活動について幅広い世代の方々が理解を深めるとともに、多様化する福祉ニーズに適切に応えるため、地域を基盤とした福祉を学ぶ機会となる「福祉教育」を推進していく必要があります。

○住民の声から

- ＊思いやりの心、やさしい心を育てるための働きかけが必要
- ＊高齢社会となり福祉活動の中心的な担い手の高齢化や固定化が進んでいる
- ＊地域の活動を知らない方や時間の余裕がなくボランティア活動をしたくてもできない方がいる
- ＊多世代が交流できる活動を通して、お互いの活動を知りつなげる必要がある
- ＊次世代を担うリーダーを育てる取り組みが必要

○見えてきた取り組み

- ＊支え合う福祉の心を育てる取り組み
- ＊ふるさとを愛し、未来へつなげる人づくり
- ＊福祉を担う人材養成及び育成に関する取り組み
- ＊子どもから大人まで幅広い方々が積極的に福祉活動へ参加する地域づくり
- ＊世代や属性を超えてつながり、多様な地域資源を活用しながら活動できるまちづくり



地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」

【推進する施策】

- ◆ 地域福祉を進める意識づくり（福祉教育の実践）
- ◆ 地域福祉を支える担い手づくり（人材養成・育成）
- ◆ 多様な主体がつながる地域づくり（ボランティア・市民活動の推進）

○支え合う福祉の心を育てる取り組み

- ＊地域の福祉に対する理解を深め、助け合う文化や意識を育てる
- ＊福祉教育への取り組み
- ＊地域における助け合いの意識を高める取り組み

○地域福祉を支える人づくり

- ＊次世代を担う人材の養成・育成

○地域住民の交流活動の活性化

- ＊地域の住民同士が積極的に交流し社会的つながりを深める活動の推進

	支え合う福祉の心を育てる取り組み	地域福祉を支える人づくり	地域住民の交流活動の活性化
自分たちでできること	・思いやりのこころ、やさしい心を育てるために、幼い頃から地域の行事に参加できる機会をつくる ・隣近所同士であいさつや声かけをしてコミュニケーションを図る ・お互い様の気持ちを持って近所づきあいをする ・お互いさまの気持ちを心がける ・自治会活動など身近な福祉活動にまずは参加してみる ・子ども世代に自治会館や集会所を知ってもらふ機会をつくる ・若い世代に地域の活動を伝える ・今ある地域行事に協力し回数を増やす ・自治会活動やサロン活動に対する理解を深める ・コミュニティ協議会、活性化協議会の活動に積極的に参画する ・学校で行っている福祉教育学習に協力する ・学校の授業を通して出会った地域の人（民生委員・児童委員やボランティア）と仲良くなる ・登下校時にあいさつをする ・登下校の見守り隊の人と積極的に会話をする ・子どもたちもサロンに参加する ・認知症への理解を深め関係するイベント等に参加する ・地域で認知症の方の対応を学ぶ機会を設け参加する ・福祉に興味を持つ	・地域の人との関わりを持つ ・地域活動やボランティアに関心を持ち、活動に参加する ・地域のリーダー（自治会長など）とつながる ・若い人を取り込む方法を探る ・若い世代のリーダーづくりに取り組む ・若手リーダーを現役の自治会役員や自治会長がサポートする ・自治会長、民生委員・児童委員などの活動を継続しながら後継者を見つける ・ボランティアやリーダーを養成するための講座や研修会に参加する ・多様な福祉ニーズに対応できるよう研修会へ積極的に参加する ・ボランティア活動や地域活動の情報を積極的に発信する ・地域のイベントに積極的に参加する ・地域の行事などの情報を丁寧に発信し参加者を増やす ・ボランティア活動の楽しさを多くの人に知ってもらうために SNS などの情報媒体を活用して発信する	・世代間のつながりを増やす ・40～50 歳代の活動者を増やす ・40～50 歳代の世代に興味を持ってもらえる行事を企画する ・自治会を超えた広域で子ども会活動を行う ・子ども会の範囲を広げて集会所を活用する方法を検討する ・祭りの集まりを活用して多世代が集まる場所をつくる ・地区の運動会の開催について地域で検討する ・子どもたちが地域の活動に参加できるような仕組みを検討する ・若い人が自治会やサロン活動に興味を持ってもらえるよう気軽に参加できる行事をつくる ・若者が主体として活動している行事やイベントを応援する ・子ども会とサロンを一緒に開催して親世代の参加を促す ・子どもが参加しやすいサロンとして夏休みや冬休みの実施を検討する ・地域のイベントを地元の企業や事業所と協力して開催することで、地域交流を促進する
行政・関係機関	・全世代を対象とする福祉教育の推進に努める ・地域福祉に関する情報発信に取り組む ・自治会等の地域の集いの場で出前講座を実施する ・地域の活動や集いの場に積極的に参加する ・認知症を語り合う地域の集いの場づくりに取り組む ・福祉の心を育む人づくりに取り組む ・行政関係課と連携し福祉教育の充実に取り組む ・福祉に触れる機会として社会福祉大会のプログラム内容の充実を図る	・各種ボランティアの養成・育成講座を開催する ・多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成 ・ボランティア活動者の活動を支援する ・若年層へのアプローチに取り組む ・ボランティア活動に関する情報の発信や広報啓発活動に努める ・ボランティア活動のコーディネートに努める ・ボランティアの交流の機会を設ける	・ボランティア・市民活動の推進支援に取り組む ・自治会活動の活動支援に取り組む ・ボランティア活動の場づくりに努める ・世代間で交流できる場づくりに努める

目標 3) 『一人ひとりの暮らしを守ろう』

＊現状と課題

多様化する地域の福祉課題に対し、住民の暮らしに関係する既存の制度やサービス等の認知度が低いことや、高齢者や障がい者のみならず、若者や壮年者であっても、病気や失業によって生活困窮状態に陥る可能性が危惧されています。また、引きこもりや失業が後の人生に長く影響したり、子どもの貧困、虐待や生活能力の欠如が次世代に連鎖したりするなど、重層的な課題を抱えている世帯が増加しています。

そのような中で、既存の制度やサービス、総合的な相談窓口の情報を幅広い世代や対象者に伝える仕組みの整備や、地域で孤立しないよう身近な人や地域で気軽に相談できる仕組みづくりが急務な課題となっています。これらの課題の解決に向けては、一人ひとりの生活のしづらさに対応できる総合的な相談窓口や包括的な支援体制の構築、また、早期に発見しサポートできる予防的なアプローチを行う体制の整備が必要不可欠と考えます。

一人ひとりの暮らしを守るために家族や隣近所での、セーフティネットを含め、地域の居場所づくりや、課題を抱える人を排除することなく受け止める地域社会づくりへの取り組みがますます重要になっています。

○住民の声から

- ＊地域でゆるやかに見守り、つながりあえる関係性づくりが必要
- ＊孤立しがちな一人暮らしの方や高齢者、障がい者、認知症の方などの対応が難しい
- ＊総合相談の窓口や、緊急通報体制整備事業等、暮らしのサービスについて周知をしてほしい

○見えてきた取り組み

- ＊人とひと、人と地域をつなぐ支援
- ＊自立生活を核にした支援体制づくり
- ＊生きづらさ、生活課題を抱える住民が社会参加できる地域づくり
- ＊世代や属性を問わない複雑化・複合化した課題に対応する重層的・包括的な支援体制の整備
- ＊様々な制度やサービス、社会資源を活用した支援体制の構築
- ＊世代や対象者に応じて情報が正しく伝わる仕組みづくり



生活のしづらさに対応し、誰もが安心して生活できる地域づくりの推進

【推進する施策】

- ◆ 総合的な相談窓口の整備・周知
- ◆ 地域で孤立しないさせないためのコミュニティづくり
- ◆ 切れ目のない支援体制の整備
- ◆ 複雑化・複合化した課題への支援体制の強化

○地域で孤立しないさせないための環境づくり

- ＊コミュニティ活動の推進
- ＊情報の発信・収集力の強化

○暮らしの総合相談窓口の整備と切れ目のない支援体制の構築

- ＊生活に関する課題（福祉、健康、住居、教育など）を包括的に相談できる体制の整備

	地域で孤立しないさせないための環境づくり	暮らしの総合相談窓口の整備と 切れ目のない支援体制の構築
自分たちでできること	・困りごとを抱えている人に必要な情報を届けるために自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブなど地域の支援者につなげる（地域資源マップ、緊急通報装置など暮らしの安心サービスに関する情報等） ・ご近所の人との信頼関係をつくる ・サロンや自治会の居場所活動を通して認知症や障がいのある方などの相談役を地域で増やし必要に応じて行政や社協へつなぐ ・地区の小さな組や班で気になる方がいたら民生委員・児童委員など必要な支援者へつなげる ・困ったときは自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員などの気軽に相談できるような環境をつくる ・スマホの使い方を中高生、若者に教えてもらう機会を作る ・日頃から隣近所での情報交換を行い、近所づき合いを深める ・地域の中でサポートが受けられることを周知する	・気になる方の情報を社協や行政に伝える ・地域資源マップの情報をみんなに伝える ・総会の時や回覧板を使って暮らしの情報を伝える ・暮らしの情報を届ける仕組みを工夫する ・地域の相談役のかたの連絡先を作り電話の横に貼ってもらう ・緊急通報装置など暮らしのサポートに関する情報をご近所に伝える ・個人のプライバシーに配慮したうえで地域内での情報共有をする
行政・関係機関	・病院の送迎や買い物支援などの生活支援サービスの構築について住民と検討する ・告知端末や携帯アプリを活用し、イベントやボランティア情報等を分かりやすく周知する ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発に努める。 ・地域の相談等に携わる人に福祉制度の情報周知を行う ・もれなく情報が伝わるように伝える仕組みを工夫する ・情報を伝えていただける地域の協力者を確保する ・行政相談会を開催する ・告知端末の普及に取り組む	・地域の困りごとや相談を行政や社協、関係機関につなげていただけるように、地域の相談役になる人材を育てる ・告知端末を活用して福祉サービス等の情報や、高齢者等を狙った詐欺等の情報周知方法を行う ・緊急通報装置など、暮らしのサポートに関する情報をしっかりと発信する ・市民が相談しやすい体制をつくる ・幅広いニーズや相談に対応するための包括的な支援体制、総合相談窓口体制の充実強化に取り組む ・地域の相談機能を高めるために地域支援者や専門職員の人材育成・養成に取り組む ・行政、関係機関との連携体制の強化を図る ・情報のユニバーサルデザイン化を進める ・多様な手法を用いて丁寧な情報発信に努める

目標 4) 『災害にも強いまちをつくろう』

＊現状と課題

自然災害が発生すると、地域社会全体が物理的な被害を受けるだけでなく、住民の生活基盤や福祉にも大きな影響が及びます。特に、高齢者や障がい者、子ども、外国の人、低所得者など、社会的に脆弱な人々は災害の影響を強く受けやすく、暮らしや福祉の支援が必要不可欠となります。

昨今、頻発している自然災害を通じて災害に対する住民の関心度が高まりつつある中、私たちの住む東かがわ市においても様々な防災活動への取り組みが始まっています。

日頃より個人や地域における防災に対する意識を高め、災害に弱い立場の人々も安心して暮らすことができるよう、住民一人ひとりが地域防災への理解と関心を高めるとともに「自助・互助・共助」による地域支え合い、助け合いの防災・減災への取り組みが求められています。

○住民の声から

- ＊防災意識を高める取り組みが必要
- ＊孤立する人がでないためにも日頃からのご近所同士のつながりが大切
- ＊自治会の備え対策が必要
- ＊避難行動要支援者を地域全体で支える仕組みづくりが必要
- ＊実践的な避難訓練を開催することが大切

○見えてきた取り組み

- ＊防災意識の向上を図るための取り組み
- ＊地域防災力を高める取り組み
- ＊地域のつながりの強化
- ＊避難行動要支援者を支えるための仕組みづくり



防災意識の向上と災害にも強いまちづくりの推進	
【推進する施策】 ◆防災意識を高める仕組みづくり ◆地域防災力の向上を図るための人材養成・育成 ◆避難行動要支援者を地域全体で支える仕組みづくり	
○備える力の向上	＊一人ひとりが防災意識をもって、自分の命を守るための備えに取り組む ＊住民が主体となり地域の防災情報を広く周知し、一人ひとりの防災意識を高める
○地域防災力を高める取り組み	＊広く地域住民を対象とする防災学習や防災訓練の機会を設ける ＊防災訓練や講演会に積極的に参加し、地域全体の防災力の向上に取り組む ＊防災に関する知識や技術を学ぶ養成講座に積極的に参加する
○支え合える仕組みづくり	＊自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員が連携し、地域において災害発生時等に支援の必要な人の把握と情報を共有し、地域で支え合える仕組みをつくる ＊日頃から避難行動要支援者との信頼関係を築き見守り支援が行える仕組みをつくる

	備える力の向上	支え合える仕組みづくり	防災ネットワークの構築
自分たちでできること	・隣近所で関わりを持つ ・住民同士の交流が大切 ・両隣で声をかけ合う ・家族で避難場所を確認しておく ・家族全員で避難訓練に参加する ・訓練の時に地区の人を誘う ・避難訓練の時は、実際の災害を意識して非常持ち出し袋等を持って参加する ・他の行事と合わせて防災訓練を開催し、子どもが楽しみながら学べるものにする ・地域の防災訓練に参加する ・コミセンで自治会合同の避難訓練を開催する ・避難所の周知と家族で情報を共有する ・眼鏡、懐中電灯を枕元に置いて寝る ・備蓄品の準備について声をかけ合う ・備蓄品を具体的に伝える ・備蓄品を少しずつ備える ・非常持ち出し袋を準備する ・消火栓の確認をする ・薬を余分に持っておく ・お薬手帳を作って持っておく ・災害ボランティアの養成講座に積極的に参加する ・防災講演会に参加する	・自治会の備えとして自治会館で必要なものを保管整備しておく ・近隣の自治会と協力して開催する防災訓練を検討する ・地域支援者だけでなく、地域全体で支える仕組みを検討する ・自治会で保管している備蓄品を活用して訓練時のイベントを行う ・地区の倉庫の中を片付けて備蓄品を整備する ・自治会単位での防災訓練を実施する ・自治会員にアンケートを取りテントの購入について検討する ・自治会内で防災グッズ・防災食を配る ・多くの方に防災訓練に参加してもらえるように案内の仕方を工夫する ・発電機を自治会に備える ・防災マップの見直しをする ・防災マップの見直しに地域住民も参加する ・自治会長が交代するときの引継ぎをしっかりと行う ・地区単位の防災訓練を開催し、子どもも一緒に参加する ・備蓄食料の調理方法を実際に訓練で行い体験する	・民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長で連携して避難行動要支援者支援制度について考える機会を持つ ・地域全体で災害への意識を高める機会をもつ ・避難時に何らかのサポートが必要な世帯を支える仕組みをつくる ・民生委員・児童委員、自治会、子ども会、福祉委員など、それぞれが日頃より連携できる仕組みづくりについて話し合う ・避難行動要支援者の支援体制をつくる ・福祉施設や地域住民を対象とした防災訓練を開催する ・自主防災組織や防災活動に積極的に参加する
行政・関係機関	・防災に関する情報発信に努める ・防災に関する研修会、講演会、出前講座等を開催する ・地域の防災活動に積極的に参加する ・防災に関する人材を養成・育成する	・避難行動要支援者登録制度の普及啓発に努める ・地域における支援体制の構築をサポートする ・地域の防災活動を支援する ・自治会の防災活動を支援する	・防災に関係する団体や機関との連携体制の構築に取り組む ・災害ボランティアセンター運営体制の整備に努める

第5章 東かがわ市社会福祉協議会のこれからの取り組み

社協は、誰もが安心して笑顔で暮らすことのできる“人にやさしい福祉のまちづくり”を進めるために、地域住民をはじめボランティア、保健・医療・福祉の関係者、行政をはじめ各種関係機関と連携を図りながら共に考え実行していく“地域福祉の推進役”を担う社会福祉団体です。

地域支え合い、助け合い活動や様々なボランティア活動などに取り組んでいる人たちと連携・協働し、住みなれた地域で安全、安心に暮らし続けることができるまちづくりを共に進めていく役割を担います。

この章では、前章で取り上げた「わたしたち」、「行政、関係機関・団体等」というそれぞれの主体的な取り組みを推進するために、社協が担う役割や取り組み目標を記しています。

目標 1)『支え合いの輪を広げよう』

誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む「地域づくり」

社協がめざすこと

- (1) 住民相互による地域活動の推進支援
- (2) 地域の課題を解決するための仕組みづくり
- (3) 安心して生活できる地域づくり

主な取り組み

* 住民相互による地域活動の推進支援

- ・ 出前講座や社協だより、SNS 等を活用し、住民主体の地域づくりについて広く呼びかけます。
- ・ サロン活動の継続的な支援に努めるとともに、自治会内での周知啓発に関する支援に努め、住民主体の誰もが気軽に集いコミュニケーションが図れる“集いの場”の拡充及び継続支援に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員、自治会、サロン団体、ボランティア等と協力し、福祉ニーズを早期に発見し、地域の支え合い、助け合い活動へつなげていくために、地域の福祉ネットワークの構築に取り組みます。
- ・ 認知症の方を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 地域住民をはじめボランティアや施設、企業等の多様な主体の参画のもと、地域の課題解決について検討、協議していく“見つけるつなげる座談会”を定期的で開催します。
- ・ 子どもの居場所が広がるように、コミュニティ協議会、活性化協議会や地域ボランティア等と連携し、子ども食堂の開設や活動の促進を支援します。

* 地域の課題を解決するための仕組みづくり

- ・ 生活支援体制整備事業の充実により、地域の課題を解決する地域支え合いの仕組みづくりを推進します。
- ・ コミュニティ協議会等を中心としたコミュニティ活動の活性化を支援します。

* 安心して生活ができる地域づくり

- ・ 課題を抱えている人の早期発見や情報把握に取り組み、本人同意のもと関係者との共有を図り、連携体制を構築しながら適切なサービスや暮らしの支援に努めます。
- ・ 民間事業者、行政及び関係機関等との連携体制による見守りネットワーク体制の充実強化を図るとともに、それぞれの機関が有する機能と役割を発揮しながら安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
- ・ 認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる居場所づくりへの取り組みを進めます。

目標２）『暮らし・地域福祉を担うひとを育てよう』

地域で活躍する福祉人材を育む「人づくり」

社協がめざすこと

- （１）支え合う福祉の心を育てる取り組み（福祉教育の実践）
- （２）地域福祉を支える人づくり（人材養成・育成）
- （３）多様な主体がつながる地域づくり（ボランティア・市民活動の推進）

主な取り組み

* 支え合う福祉の心を育てる取り組み（福祉教育の実践）

- ・全世代を対象に、成長や社会的役割に応じた福祉教育学習の機会を提供します。
- ・子どもの頃から福祉の心を育む学びの場や体験学習の機会として、行政関係課と連携しながら福祉教育・ボランティア学習の充実に努めます。
- ・各種イベントの企画や広報チラシの作成において、次世代を担う人々に興味を持っていただける工夫に努めます。
- ・出前講座等を通じて、幅広い世代の人々が福祉について学ぶ機会をつくれます。
- ・地域がつながる福祉教育として、多様な関係者との連携・協働体制の構築に取り組みます。
- ・福祉に触れる機会として、多世代の人々が集う社会福祉大会のプログラム内容の充実に図り、福祉への理解と関心を高めていただけるよう努めます。

* 地域福祉を支える人づくり（人材養成・育成）

- ・次世代の人材養成・育成として、地域で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、若年層へのアプローチに努めます。
- ・ボランティアの養成・育成、講座を継続的に開催します。
 - 福祉委員、介護予防ボランティア、認知症サポーター、高齢者安心みまもり隊
ファミサポまかせて会員、各種ボランティアなど
- ・ボランティア活動に関する情報提供や周知に努め、担い手の確保や活動への普及啓発や参加者の増加につなげます。
- ・多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成及び資質の向上に取り組みます。

* 多様な主体がつながる地域づくり（ボランティア・市民活動の推進）

- ・小・中・高等学校、大学生も地域の一員として地域の福祉を学ぶ機会を設け、活動への参加を積極的に呼びかけます。
- ・地域で求められているボランティア活動や活躍が期待される人材の発掘を行い、若い世代のボランティアの登録・活動への参加を働きかけます。
- ・地域課題に取り組む担い手を養成するため、各種講座を開催するとともに、ボランティア相互の交流の機会を設け、連携体制の構築に努めます。
- ・幅広い人材が活躍できる環境整備や継続的なボランティア活動の支援に努めます。
- ・多様な主体が参画し交流できる場づくりに取り組みます。
- ・ボランティアコーディネーター、アドバイザーの資質向上に努めます。

目標３） 『一人ひとりの暮らしを守ろう』

生活のしづらさに対応し誰もが安心して生活できる地域づくりの推進

社協がめざすこと

- (１) 総合的な相談窓口の整備・周知
- (２) 地域で孤立しないさせないための見守り
- (３) 切れ目のない支援体制づくり
- (４) 世代や属性を問わない複雑化・複合化した課題に対応する重層的・包括的な支援体制の整備

主な取り組み

* 制度の周知・啓発

- ・ 広報誌やホームページ、関係者の集いに積極的に参加し、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の情報提供や利用促進に努めます。
- ・ 総合相談窓口の体制強化を図るとともに、広報誌やホームページ、SNS 等をはじめ、関係者の集いに積極的に参加し、広く情報の周知に努めます。
- ・ 各種会合等に積極的に参加し事業の周知及び協力依頼を行うことで、地域とのネットワークを広げ、福祉課題の早期発見や地域情報が収集できる仕組みを構築します。
- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。

* 地域ネットワークの充実強化

- ・ 地域住民が抱える福祉課題を解決するために、地域で活動されている自治会や民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブ、サロン団体、婦人会、PTA、ボランティア等と連携し、サービスの利用や手助けが必要な対象者を早期に発見し、迅速で適切に対応できる地域ネットワークづくりに努めます。
- ・ 生活困窮者自立支援制度や権利擁護事業において、地域における対象者の早期発見や見守るためのネットワークを構築し、地域で孤立する人がいない地域づくりに取り組みます。

* 組織体制の構築と人材育成

- ・ 世代や属性を問わない複雑化・複合化した相談に対し、重層的かつ包括的に支援できる体制の構築に努めます。
- ・ 専門職として必要な知識の習得や相談援助技術の向上に努めるとともに、専門職間の連携体制の強化を図り、専門機関・組織としての機能向上に努めます。
- ・ 地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員、福祉委員等が様々な相談に応じられるよう支援に努めます。

目標４）『災害にも強いまちをつくろう』

防災意識の向上と災害にも強いまちづくりの推進

社協がめざすこと

- （１）地域防災力向上への取り組み
- （２）災害ボランティアセンターの体制整備及び機能強化

主な取り組み

* 地域防災力の向上への取り組み

住民主体の防災訓練・講習会の支援

- ・市関係機関との連携のもと、地域で開催される防災訓練や研修等に積極的に参加し、自治会等の住民主体の防災活動を支援します。
- ・コミュニティ協議会や自主防災組織の活動支援に努めます。

避難行動要支援者の支援体制づくり

- ・自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉委員等との連携のもと、避難行動要支援者の登録及び支援体制の構築への取り組みを推進するとともに、有事の際に役立つ地域の福祉防災マップの作成や避難所の設営・運営体制の整備等にかかる活動を支援します。

防災意識の啓発

- ・地域住民の防災意識を高めることを目的に、出前講座や広報啓発活動等に努めるとともに、防災講演会を開催し、日頃からの住民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

災害ボランティアの養成・育成

- ・地域における防災活動の推進に取り組む人材養成を目的に、災害ボランティアの養成及び育成に取り組み、地域の防災力の向上に努めます。

* 災害ボランティアセンターの機能強化

運営基盤の整備

- ・災害ボランティアセンターの運営基盤体制の整備として、運営に必要な資機材等の整備や人材育成に取り組みます。

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- ・災害ボランティアセンターの運営機能向上を目指し、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、実践的な訓練を実施します。
- ・実効性の高い訓練を実施し、センター機能の充実強化に取り組みます。

災害弱者への対応

- ・障がい者や高齢者、日本語が理解できない外国人などへの情報発信においては、災害弱者に寄り添った情報提供を心がけ、適切な防災関連情報が提供できるように努めます。

さらに、この取り組み目標を効率的かつ効果的に進めるため、社協の組織・運営基盤についても考えていきます。

社協は、住民主体の地域福祉活動を推進するため、住民との連携体制の強化を図りながら、福祉課題の把握と福祉サービスの開発、小地域福祉ネットワークシステムの構築など、住民福祉活動の啓発や支援を行うとともに、地域に開かれた信頼性のある組織を目指し、地域福祉を推進する中核的な団体として“誰もが安心して笑顔で暮らすことができる福祉のまちづくり”への取り組みを推進します。

東かがわ市社会福祉協議会第4次経営改善計画（発展・強化計画）

【主な取り組み】

- 1 財源確保
- 2 人材確保・人材育成
- 3 組織間連携



令和7年度を初年度とし、令和9年度までの3年間を計画期間とします。

なお、社会情勢や制度改正等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

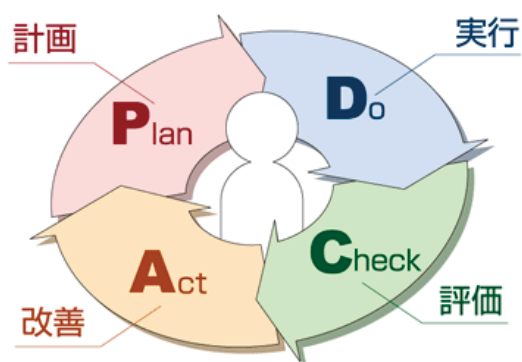
第6章 進行管理・評価について

1 本計画推進の進行管理・評価について

本計画推進の進行管理・評価は、東かがわ市地域福祉活動計画推進会議にて行います。

各項目の年度評価の指標として、地域福祉関係団体等との座談会等による意見収集や社協自己評価等を実施します。

また、住民からの声や社協内部の評価結果をもとに、推進会議にて計画の進行管理と評価、また、必要に応じて見直しを行い、次年度以降の事業推進に反映します。



資料編

1 計画の策定体制

- * 東かがわ市社会福祉協議会地域福祉活動推進会議設置要綱
- * 第4期東かがわ市地域福祉計画推進会議委員名簿
- * 第4期東かがわ市地域福祉活動計画策定の過程

2 地域福祉に関するニーズ調査

- * 「見つけるつなげる座談会」（住民座談会）等でのご意見
- * 小学生のワークショップ
- * 高校生のワークショップ

3 関係活動の紹介

- * 東かがわ市福祉委員会活動について
- * サロン事業について
- * 香川おもいやりネットワーク事業について

1 計画の策定体制

東かがわ市社会福祉協議会地域福祉活動推進会議設置要綱

平成 18 年 6 月 21 日
内規第 5 - 25 号

(設置目的)

第 1 条 東かがわ市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的として、東かがわ市社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定・推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、市民、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業に従事する者、行政機関、学識経験者、その他社協会長が必要と認める者の中から社協会長が委嘱する。

3 市民委員については、公募する。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が必要に応じて召集する。ただし、最初の会議は、社協会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第 6 条 会長は、必要に応じて、第 2 条に掲げる所掌事項の事前の調査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、会長が定める事項について、調査・検討を行う。

(委員の任期)

第 7 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償の額)

第 8 条 委員会委員の費用弁償の額は 2,000 円とし、会議に出席した場合に支給する。ただし、関係行政役職員については、これを支給しない。

(支給方法)

第 8 条 2 費用弁償は、その都度支給するものとし、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した額を支給する。

(意見の聴取等)

第 9 条 会長は、必要に応じて広く市民から意見を聴くための会を開催することができる。

(守秘義務)

第 10 条 推進会議に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第 11 条 推進会議の庶務は、社協において処理する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

東かがわ市地域福祉活動推進会議委員名簿

任期 令和5年7月28日～令和8年7月27日

No.	所属・団体名	氏名
1	東かがわ市自治会連絡協議会	矢 野 周 一
2	東かがわ市民生委員児童委員協議会連合会	福 島 洋 司
3	東かがわ市福祉委員会	田 村 照 栄
4	東かがわ市婦人団体連絡協議会	大 田 稔 子
5	東かがわ市老人クラブ連合会	有 馬 敏 則
6	東かがわ市身体障害者協会	赤 山 良 雄
7	東かがわ市ボランティアセンター	平 島 要
8	特別養護老人ホーム 絹島荘	田 中 陽 子
9	東かがわ市市民部	小 田 美 香
10	東かがわ市市民部福祉課	水 口 由美子
11	東かがわ市市民部長寿保健課	廣 瀬 和 美
12	東かがわ市市民部こども家庭課	大 松 美 弘
13	東かがわ市総務部危機管理課	村 上 暢 哉
14	市民委員	西 井 由美子
15	市民委員	山 中 文
16	市民委員	田 中 希代子

(順不同・敬称略)

会 長 西井 由美子

副会長 田村 照栄

第4期東かがわ市地域福祉活動計画策定の過程

年月日	内容	場所	参加
【令和6年】 7月8日	第1回 見つけるつなげる座談会（引田）	引田公民館	自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員 サロン団体、安心みまもり隊 高齢者等見守りネットワーク協定事業者等
7月12日	第1回地域福祉活動推進会議	交流プラザ	活動計画推進委員・社協事務局
7月17日	第1回 見つけるつなげる座談会（大内）	三本松高校 とらまるホール	自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員 サロン団体、安心みまもり隊 高齢者等見守りネットワーク協定事業者等
7月22日	第1回 見つけるつなげる座談会（白鳥）	交流プラザ	
8月1日 ～26日	市民アンケートの実施	東かがわ市内	16歳以上1,000人対象に実施
9月30日	第2回 見つけるつなげる座談会（白鳥）	交流プラザ	自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員 サロン団体、安心みまもり隊 高齢者等見守りネットワーク協定事業者等
10月2日	第2回 見つけるつなげる座談会（大内）	大内公民館	
10月3日	第2回 見つけるつなげる座談会（引田）	引田公民館	
11月11日	第2回地域福祉活動推進会議	交流プラザ	活動計画推進委員・社協事務局
11月29日	第3回 見つけるつなげる座談会（引田）	引田公民館	自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員 サロン団体、安心みまもり隊 高齢者等見守りネットワーク協定事業者等
12月3日	第3回 見つけるつなげる座談会（白鳥）	交流プラザ	
12月4日	第3回 見つけるつなげる座談会（大内）	大内公民館	
【令和7年】 1月10日	第3回地域福祉活動推進会議	交流プラザ	活動計画推進委員・社協事務局
1月31日 ～2月13日	パブリックコメント	東かがわ市内	
3月10日	第4回地域福祉活動推進会議	白鳥社会福祉センター 集会室	活動計画推進委員・社協事務局
3月27日	東かがわ市社会福祉協議会 会長への答申	市役所 市長室	活動計画推進委員会会長・副会長 社協事務局

2 地域福祉に関するニーズ調査

* 「見つけるつなげる座談会」（住民座談会）等でのご意見

○引田地区 ～絆の会 in 引田～

① 支え合いの輪を広げよう	地域の課題	・地域のまとまりがなくなってきた ・以前は何かあれば見に行く人がいたが今はかかわりが薄い ・サロン活動、老人会、元笑氣に参加する人数が減っており、参加者が限られている ・サロンや元笑氣に行きたくても会場が遠く、移動手段がない ・サロンに参加していない人が心配、どう見守っていくのか ・以前と比べ地域内の交流が少なくなってきた、顔を合わせる機会が減った ・買い物やゴミ出しにサポートが必要な方が増えている ・地域に空き家が増えている
	聞こえてきた声	・人とひと、サロンとサロン等横のつながりをつくっていく ・地域で気になる方の見守り活動に取り組む ・回覧板を利用して、サロンの活動内容について広く周知する ・サロンなどの居場所に行けない方の外出支援について話し合いをする ・サロンや自治会で見守り活動について話し合う ・買い物に困っている人に、移動販売業者の情報を伝える ・サロンに移動販売に来てもらう ・行政、社協、関係企業が出前講座をする ・サロンに民生委員・児童委員に来てもらい相談しやすくする ・タクシーチケットの継続と、対象者に分かりやすい説明をお願いしたい
② 暮らし・地域福祉を担うひとづくり	地域の課題	・地域福祉活動を担う人の高齢化、担い手不足 ・地域の活動への若者の参加が減っており、次世代のリーダーがいない ・高齢のため自治会を退会する人が増えた ・一つの自治会では活動が難しくなってきた ・みんなをまとめる人がいない ・見守り活動をする側の負担が大きくなってきた ・子どもたちが幼いころから参加できるような地域の行事が減ってきた
	聞こえてきた声	・世代間のつながりをふやす ・子ども世代は集会所に入ったことがない、集会所を知ってもらおう行事を行う ・地域の子どもが減っているので広域で子ども会活動を行う ・保護者と一緒にサロンに参加してもらう ・40代～50代の活動者が少ないのでその世代に興味を持ってもらえる行事を企画する ・祭りの集まりを活用して多世代が集まる場をつくる ・地区の運動会を復活させる ・地域と子ども園との交流をする ・自治会長、民生委員・児童委員などの役割を知ってもらい、次の後継者を見つけていく ・三高生に地域の課題について一緒に考えてもらう

③一人ひとりの暮らしを守ろう	地域の課題	・個人情報保護法があるため、深くまで立ち入ることが難しい ・つながりを持ちたくない高齢者の対応が難しい ・一人暮らし高齢者が多くなり、気になってはいるが訪問しにくい ・困りごとを相談する際に気を遣わせない環境づくり ・認知症の高齢者を訪問する際の対応が難しい ・地域の困りごとをどこにつなげればいいのか分からない ・緊急通報装置などのサービスを知らない人がいる
	聞こえてきた声	・普段からの挨拶、コミュニケーションが困りごとの相談につながる ・話を聞いてあげるだけで気持ちが楽になることがある、ご近所の人と信頼関係をつくる ・自治会役員と民生委員・児童委員がつながり、困りごとを抱えている人などに必要な情報を届ける仕組みをつくる ・情報を届ける仕組みとして、目に見えるもの・紙ベースのチラシなどを回覧する ・認知症の方への対応として、地域の相談役を増やし、行政、社協へつなぐ ・ご近所同士、気心の知れている人が見守る ・サロンや自治会などで認知症に関する研修会を実施する ・地域資源マップを活用する ・暮らしのサービスについてのチラシを自治会で配布する
④災害にも強いまちをつくらう	地域の課題	・防災訓練の参加者が少ない ・自治会単位での情報共有ができていない ・自治会の世帯数が多いため、地域で災害に強いまちづくりについて話し合う機会がない ・災害に対する危機意識が低い ・避難行動要支援者支援制度を知らない人がいる ・告知端末で避難指示が出たとしても家でいる方が安心という方が多い ・避難場所まで行くのが大変
	聞こえてきた声	・子どもたちも参加してもらえるような防災訓練の内容を考える（防災食の試食など） ・映像で訴えて災害への意識を高めてもらう ・防災訓練に参加してもらえる案内の仕方を考える ・近隣の自治会とつながって防災訓練の開催を考える ・地域の住民が参加して一緒に防災マップの見直しをする ・防災グッズ、防災食などを配布して、自治会での備えや個人での備えを考える機会をつくる ・自治会に発電機を備える ・自治会長が変わったときの引継ぎをしっかりと行う

【引田地区の様子】



○白鳥地区 ～手をつなごう白鳥～

①支え合いの輪を広げよう	地域の課題	・地域のつながりが希薄になっている ・自治会活動が弱体化していることに危機感を持っている、自治会単位の活動を復活させたい ・自治会に入らなくても困らないと思っている若い世代が増えている ・昔は花見などの活動をしていたが、コロナ以降ほとんど自治会活動がない ・地域の関りが少なくなると困りごとを抱えた方に気づけない ・自治会と子ども会の活動がつながっていない ・朝のラジオ体操もなくなり、保護者同士も顔を合わす機会が少なくなった ・サロンに新規加入する人がいない ・男性のサロンへの参加者が少ないのが課題 ・サロンに多世代の方に参加してもらいたいが、どのようにしたら人が集まるか分からない ・サロンの会場まで来ることができない方が増えてきた。また、訪問しても出てくれなく関わってほしくないのかなと思う ・子どもたちの集まる場所がない ・家同士の距離が遠いため近所同士の見守りがしにくい ・買い物やゴミ出しにサポートが必要な方が増えてきた
	聞こえてきた声	・両隣で声をかけあうようになれば良い ・毎月の見守り訪問活動を続ける ・自治会の中の小さな班での付き合いを増やす（小さな地区で茶話会の実施など） ・支部の行事を続けるとともに、若い世代の方々への参加を呼びかける ・神社の行事を続ける中で親御さん世代との交流を図る ・自治会館で世代がつながれるイベントを開催し、住民同士のつながりを強化 ・昔実施していた自治会活動を実施する（運動会、クリスマス会、ソフトボール大会、囲碁・将棋・麻雀大会など） ・子ども会の親子を含めて自治会員と一緒に夏休みを利用してラジオ体操をする ・サロン活動に関わっていない人たちへ活動内容を伝え参加者を増やす ・サロンや居場所などの活動を広げるためにチラシを作成したり端末放送を活用する ・避難行動要支援者の支援者になっている人がゴミ出しをしてあげる ・本町コミュニティセンターのオープンに向けて、みんなが集まる場としての活用を考えていく

【白鳥地区の様子】



②暮らし・地域福祉を担うひとづくり	地域の課題	・老人クラブ、サロン、自治会役員の担い手がいらない ・高齢化でサロン活動も難しくなってきたと感じている ・地域での活動にもっと若い世代の参加者を増やしていかなければ、今後は活動ができなくなる ・若い世代にも入ってもらえるような自治会づくりも必要 ・地域で福祉活動をしている人はいろんな役を兼務しており大変 ・何かの活動を行うにはリーダーが必要 ・子どもたちが参加できる行事が少ない
	聞こえてきた声	・若い世代の方に自治会の活動やサロンの活動を知ってもらい、活動への参加を呼びかける ・若い世代の人材を育成するには「まかせる」ことも大事 ・わからないことがあれば前任の方に気軽に聞ける雰囲気づくりが大事 ・若者が主体として活動している行事やイベントを応援する ・地域イベントについては、全世帯にチラシを回覧して情報を伝え、参加を募る ・自治会内の世代交代（役員交代など）のローテーションを早くする ・自治会やサロン役員の仕事を分担し、一人ひとりの役割を減らすなどの工夫が必要 ・地域の活動に中学生・高校生のボランティアとしての協力をお願いする
③一人ひとりの暮らしを守ろう	地域の課題	・声かけはするがプライバシーにかかわる部分があり、どこまで踏み込めばよいか分からない ・情報共有が難しい ・サポートをする側の気持ちと本人の気持ちが一致しない ・認知症を認められない方への寄り添い方、アプローチ方法が分からない ・見守りで訪問に行っても「大丈夫です」という言葉で終わる人が多い ・必要な情報が届いていない人がいる ・困りごとを相談する場所が分からない ・緊急通報装置などのサービスについて知らない人がたくさんいる
	聞こえてきた声	・自治会長や民生委員・児童委員、福祉委員など相談できる人がいることを伝えていく ・気になる方の隣近所の人が日々の様子を気にかけて、情報を知っておく ・サロンや自治会の居場所で困りごと相談会を開く ・タクシーチケットの申請など、書き方のわからない書類などはサロンで相談できるようにする ・配食サービス時に顔を見てお渡しし、困りごとを聴く ・地域の社会資源が載っている冊子を各家庭に配布する ・緊急通報装置など暮らしの安心サービスに関する情報を伝えてあげる ・告知端末を利用しイベントやボランティア情報を放送し周知する

④災害にも強いまちをつくろう	地域の課題	・防災訓練をしないといけないがあまりできていない ・自治会単位での防災訓練の実施が必要 ・避難時に支援を必要とする高齢者が地域に増えている ・地域の避難場所は知っているが、そこに行くまでの手段がない ・自分の身は自分で守るという意識を持たないといけない ・ハザードマップを配るだけでは、見方が分からない人がある ・大きな災害が来た時に「避難せずに諦めて家にいます」という人がある。意識を変えてもらうためには何をすればよいのか ・自治会、家庭での災害備蓄品の準備が必要
	聞こえてきた声	・防災訓練にご近所で誘い合って参加する ・普段から近所同士でかかわりを持ち、イザという時には声をかけあえるようにする ・自治会単位で防災訓練を実施する ・家族全員で参加できるような防災訓練を実施する ・新しくできるコミュニティセンターでの合同防災訓練の実施 ・自治会各世帯に防災グッズを配布している ・自治会で、地域内の使用できる井戸の確認を行う ・市からの助成金を活用して自治会の備蓄品の整備を進める

【白鳥地区の様子】



○大内地区 ～東かがわ守ってあげ隊 in 大内～

① 支え合いの輪を広げよう	地域の課題	・自治会のつながりがなくなってきた ・世代間のつながりがなく近隣との会話が少なくなった ・困っている人がどこにいるか把握していない ・困りごとを共有する方法がない ・同世代、同地域ならではの悩みを持ち寄り、相談・解決できる拠点があればいい ・子育て世代には仕事があり自治会集会や座談会などに参加することが難しい ・自治会に入っていない人の見守り活動が難しい ・どの世代にも認知されるように、サロンをもっと広める ・子ども（中高生）の遊び場が少なく楽しめる場所がない ・小学生は地域とのかかわりがあるが、中学生になったらかかわりがなくなる ・地域の人がいつでも集まれるように公共施設の一部やコミュニティセンターの無料開放や、誰もが利用できる憩いの場が必要 ・地域に認知症の方が増えている、地域で支え見守る仕組みが必要 ・ゴミ出し、買い物のサポートを必要とする方が増えてきた
	聞こえてきた声	・近所同士であいさつをする ・自治会で多世代が参加できる行事の実施（運動会、魚釣り大会など） ・自治会と子ども会合同で季節行事を行う ・地域住民みんなで畑づくりをする ・若い世代に自治会役員をお願いし、年配者が支える仕組みをつくる ・コミュニティセンターのイベントを通して子育て世代に地域を知ってもらう ・サロン活動の充実、サロンの代表者の負担が少ない仕組みをつくる ・サロンに参加するための移動手段について考える ・ゴミ出し時に気になる方に声をかける ・サロンや自治会などで、認知症の方への対応について知る機会をつくる ・サロン開催時に移動販売をお願いする ・電球の交換などをしてもらえる「おたすけ隊」を地域に広める

【大内地区の様子】



②暮らし・地域福祉を担うひとつづくり	地域の課題	・地域の様々な活動の後継者がいない ・地域の役員やボランティアの高齢化 ・地区全体の高齢化が進んでおり、サロンに参加する人、実施する人も高齢者 ・サロン＝高齢者のイメージを変える必要がある ・サロン活動に若い人や子どもたちに参加してもらいたい ・ネットワークを広げるためには人が必要、住民だけでなく移住者や企業を含め、市外・県外からでも人が入ってくる魅力ある活動が必要 ・中学生や高校生の声を聴く場がない ・ボランティアの高齢化が気になる、40代～50代の次世代の育成が必要 ・子どもたちが幼いころから地域の行事に参加できる仕組みが必要
	聞こえてきた声	・サロンと子ども会が連携して行事を開催し、親世代の参加を促す ・子どもが参加しやすい夏休みや冬休みを利用して地区の行事を行う ・サロンに高校生や中学生にボランティアとして参加してもらう ・若い世代のリーダーをつくり、現役の役員や会長がサポートする ・地域の行事を若い世代の方に伝えていく ・運動会や祭りなどの地域の交流の場を継続する ・JAなど地元の企業と協力してイベントを実施する ・ボランティア活動の楽しさを多くの人に知ってもらうために SNS などの情報媒体を活用する
③一人ひとりの暮らしを守ろう	地域の課題	・日頃からの交流がないと、困ったときにも協力を頼めない ・一人暮らしの方の状況把握が難しい ・地域に心配な人が増えてきた ・近所で困ったときの相談場所（仕組み）がない ・不安なことがあったときの相談先の情報が広がっていない ・行政からのお知らせなどが届かない高齢者がいる ・子どもが相談するところの情報がない ・緊急通報装置などの仕組みが知られていない ・認知症の方などの対応が難しい
	聞こえてきた声	・日頃から隣近所で情報交換を行い、近所づきあいを深める ・ふれあい配食サービスの訪問時に困りごとを聴き、その情報を共有する ・無人販売所や移動販売の場所で近所の情報交換を行う ・サロンや自治会、憩いの場で緊急通報装置の説明をしてもらう ・スマホの使い方を聞かれることが多いので、中高生に教えてもらう機会をつくる ・自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員で情報共有ができて地域がある ・困りごとを抱えている人にサービスを紹介する ・認知症の方への対応として、地域の中の相談役を増やし、必要時は行政や社協につなぐ ・地域の相談役の方の連絡先名刺を作り電話の横に貼ってもらう ・総会の時や回覧板を使って暮らしの情報を伝える

④災害にも強いまちをつくろう

地域の課題

- ・防災への関心が希薄
- ・自治会未加入者が増えており対応が難しくなっている
- ・防災訓練の参加者が各世帯で代表者の一名となっている
- ・昼間の災害と夜間の災害、休日の災害によって避難の仕方が変わってくる。様々な場面を想定した訓練が必要
- ・多世代、外国の方も参加しやすい防災訓練が必要
- ・災害の危険性を軽視している方が多く、防災対策をきちんとできていない人もいる
- ・動物を飼っている人の避難先の問題、同行避難ができる環境が必要
- ・防災に関する情報が自治会全体に浸透していない
- ・避難所にどのような物資や設備があるのかわからない
- ・車いすや寝たきりの方の避難をどうするのか、避難所で対応できるのか不安
- ・避難行動要支援者支援制度を知らない人がいる

聞こえてきた声

- ・住民同士の交流、隣近所の声かけを普段からやっておく
- ・自治会に入っていない人にもハザードマップや備蓄品を配布する
- ・サロンで防災講座を実施する
- ・地区単位の防災訓練を、土曜・日曜に行い子どもたちにも参加してもらう
- ・日中の訓練だけでなく夜間の訓練の実施を検討する
- ・民生委員・児童委員、自治会、子ども会が日頃から連携できる仕組みについて話し合う
- ・近隣の自治会、企業や福祉施設などと合同で防災訓練を実施する
- ・地区の倉庫の中を片付けて備蓄品を置く
- ・非常持ち出し袋や備蓄品など、各自で備えをする

【大内地区の様子】



＊小学生のワークショップ

大内小学校5年生が考えた

「地域みんながつながる 福祉のまちづくり」
～やさしいまち 東かがわ～

大内小学校5年生の児童の皆さんが、総合学習の中で福祉について学び、東かがわ市の未来について考えるワークショップを行いました。ワークショップでは「第3期 東かがわ市地域福祉活動計画」の4つの重点目標に沿って意見交換を行い、自分たちが暮らす東かがわ市をやさしいまちにするために自分たちでできることを考えました。そして第22回社会福祉大会において「地域みんながつながる 福祉のまちづくり」をテーマに学習発表を行いました。

○福祉教育学習の様子



○小学生版 地域福祉活動計画 ワークショップの様子



児童の皆さんから活発な意見がたくさんでました。

自分たちでできること	
① 支え合いの輪を広げよう	・ 地域の人みんなで集まってラジオ体操をする ・ ご近所の関係を良くするためにあいさつをする ・ 登下校の時に必ずあいさつをする ・ 挨拶を通して知らない人やご近所の人に顔を知ってもらう ・ 地域の活動に積極的に参加する ・ 地域のお祭りや花火大会などの行事に家族で参加する ・ ゴールデンウィークや夏休み、冬休みに地域の人と行事をする (スイカ割り・昔遊び・運動会) ・ 地域の行事にはどんなことがあるか家族に聞いてみる ・ 季節ごとにイベントを企画する(七夕・お月見) ・ 野菜を作って一緒に収穫祭をする ・ 地元のみんなが集まれるように、地域の公園を使ってふれ合いイベントをする ・ 福祉や防犯について、地域の人と考える会を開く ・ 絹島荘に行って体験した大運動会をみんなで開催する ・ 子どもから大人、お年寄りまでみんなが楽しめる遊びをする (カルタ・トランプ・昔遊び教室・ビンゴゲーム・フリーマーケット) ・ 地域の人との関わりを深めるために、ごはんを一緒に作ったり、食べたりする ・ おじいさんやおばあさんが食べていたお菓子や料理を作って一緒に食べる (おはぎやようかんなど) ・ 地域で自由参加のマラソン大会を企画する ・ 地域のお祭りに参加してお年寄りと一緒にまわる ・ お年寄りと一緒にバスツアーをする ・ とらまるてぶくろ体育館で年齢制限なしの運動会をする ・ 外国の人でも参加できるように、いろいろな国の料理をお祭りで出したり、英語で案内をする
② 暮らし・地域福祉を担うひとづくり	・ ご近所の人に挨拶をし、助けてもらったらず必ず「ありがとう」を伝える。ありがとうとごめんなさいをしっかり伝えられる人になる ・ 福祉について学んだことを私たち(子どもたち)が発信する(学校内や地域で発表する) ・ 全校朝会の時に5年生が学んだ福祉のことを発表し、全校生に広めたい ・ 車いす体験や、手話、点字体験をする機会を作って福祉について興味を持つ人を増やす ・ 小さい子どもにも興味を持ってもらえるように、福祉について学んだことを劇やクイズで知ってもらう ・ 子ども食堂やお年寄り食堂をつくって、みんなが料理を通じて交流できる場所をつくる ・ 見守りすごろくを地域のイベントでみんなに体験してもらい、福祉の考え方を広める ・ 福祉に関するチラシを作ってお祭りで配る ・ 学んだ手話を次は自分たちが教える、伝える側になる ・ 地域の行事に参加して地域の人と顔見知りになって支え合いの活動に参加する

③ 一人ひとりの暮らしを守ろう	・毎日挨拶をして普段から仲良くなっておく ・困っている人がいたら話を聞いてみる（話をすると何に悩んでいるか分かる） ・普段からご近所の人と話をし、大切なお知らせがあれば伝える ・一人暮らしのお年寄りがいたら、民生委員・児童委員と協力して困っていることがないか聞いてみる ・民生委員・児童委員の活動についてチラシやポスターを小学生が作り配布する ・毎日挨拶をすることから始めて、困りごとや悩みを相談できる関係をつくる ・大切なお知らせを分かりやすくする ・お知らせや手紙を読むことが難しい人がいたら一緒に読んでみる ・一人暮らしのお年寄りのお宅を訪問したり、手紙を送る
④ 災害にも強いまちをつくらう	・まずは家族で災害の備えについて話をする ・家族や地域の人と一緒に避難訓練をする ・地域の避難訓練に参加する ・地域で集まる場所を決めて避難場所を確認する ・避難場所を確認して、家族との集合場所まで決めておく ・普段からご近所の人と話をしたり、地域の活動に参加して災害の時に困らないようにする ・非常食や災害用のトイレ、防災リュックを点検して災害に備える ・避難場所を調べておく ・ペットの避難についても考えておく。ペットと一緒に避難訓練をする ・防災訓練のポスターを自分たちが作って参加者を増やす（子どもが見ても分かりやすいポスターを作る） ・ハザードマップの活用方法について地域の人と勉強会をする

○第 22 回 東かがわ市社会福祉大会での発表の様子



＊高校生のワークショップ

三本松高校生が考えた

東かがわ 花咲く絆プロジェクト



「地域みんながつながる 福祉のまちづくり」
～やさしいまち 東かがわ～

三本松高校の有志による「東かがわ 花咲く絆プロジェクト」が始動しました。

プロジェクトメンバーは地域活動にボランティアとして参加しながら、地域の課題について考え、第4期地域福祉活動計画の策定にあたり、高校生の視点で意見出しを行いながら、具体的な行動計画について話し合いました。

○地域活動参加時の様子



「オレンジ花たんプロジェクト」に賛同し、オレンジコスモスの種まきや看板製作に関わりました



サロン活動や地域の福祉活動にボランティアとして参加し、色々な世代の方と交流しました



第22回 東かがわ市社会福祉大会でこれまでの活動内容や今後の展望について発表しました

○プロジェクト会議の様子



プロジェクト会議では、「見つけるつなげる座談会」で出た地域の課題等に関する意見を確認し合い、高校生の視点から「地域を活性化するためにできること」について意見を出し合いました。

地域から世代間のつながりが希薄化していることを懸念する声が多く挙がっていることを受けて、高校生としてできる世代を超えてつながる方法等について様々な意見を積極的に出し合いました。

自分たちにできること	
① 支え合いの輪を広げよう	・ふれあいを増やすために自分の得意な活動の流れで仲間を作って活動を広げる ・放課後に釣りをする子どもが多いので地域の人と釣り大会を開く ・室内でWi-Fiがある集まれる場所が欲しい。環境整備のための提言をする ・小・中学生の通学路の空き家を活用した遊び場を作る ・子ども食堂を増やす。存在をアピールする ・サロンや自治会活動に参加しやすい雰囲気づくりを行い、色々な世代の人が参加できるようにする ・地域の活動は高齢者ばかりで行きにくいと感じるため、高校生が一步踏み出して周りを誘う ・色々な年代と交流できるふれあいを増やすために、地域の活動を知ることから始める ・ちょっとしたイベントへの参加。イベントに積極的に参加することから始める ・自治会の回覧板には何が書かれているのか？親が見ている所を見たことがない。自分から地域のことに目を向ける意識を持つ ・お年寄りをみんなの食堂に招待するなど、地域の方と交流できる方法を検討する
② 暮らし・地域福祉を担うひとづくり	・地域で活動する人を増やすために、お互いの活動を知る機会を持つ (自治会・サロン・高校生) ・自治会についてもっと知ってもらうために、シンプルな広告を学生がつくり広げていく ・自治会ってどういうところ？どんな事をしているの？そもそもどこにある？という疑問を持つ高校生が多いため、自治会の印象を明確にする方策を考える ・自治会では何を話し合っているのか？大人が話し合っていることだけ知っているため、全世代が参加できるような仕組みを考える ・固いイメージがある自治会活動について自分たちも興味を持ち活動に参加してみる ・家族や友人など周りの人が参加していないと行きにくいいため、つながりを作って色々な活動に参加してみる ・家族と話して地域の情報をもらう ・全世代へイベント運営のボランティア募集をする ・自分の役割を自覚し活かせる、楽しめる場所をつくる ・まずは同世代のコミュニティを確立して、ネットワークを広げていき活動をつなぐ ・地域のまつりや集まりは若い人が少ないと感じるため、若い人が参加できるような環境づくりに取り組む

③ 一人ひとりの暮らしを守ろう	・地域の関わりが深いのはいいけれど、深すぎても怖いと感じる人もいる。身近なご近所の人とコミュニケーションをとることから始める ・カーテンが閉まっている、新聞がたまっているなど異変に気づいたら誰かに伝える ・小学校の頃は地域の人と話をしていたがどんどん減っている。子どもの頃から地域の方と顔見知りになれるよう色々な活動に参加し、本当に困った時に相談できる環境を作る ・一人ひとりが自分ごととして考える ・高齢で買い物に行くことが難しくなった場合に移動販売に関する情報を届けるなど本当に必要な方に情報を届ける仕組みが必要。民生委員・児童委員と連携して定期的に見守り訪問を行うチームを作り生活支援に関する情報を届ける。 ・必要な情報は回覧やチラシでは届かない。訪問活動を通じて情報を届ける仕組みを作る
④ 災害にも強いまちをつくろう	・防災訓練があると知っていても参加していない人がいる（自分も参加してない）。まずは地域の防災訓練について調べて参加してみる ・防災への対策を色々な年代の人と話会う機会を作る ・それぞれの地域の最適な避難経路や避難場所が分かるHPやアプリを作る ・外国の方でも参加しやすいイベント（防災訓練）を実施する ・学校で自治会の人に集ってもらい避難場所、経路の確認をする ・高齢の方は避難経路等を調べるのが難しい場合があるため、一人一人にマップを用意し避難経路や場所を確認する機会を設け、高校生も参加する。 ・防災グッズを備えるにあたり、個々が実践している方法を共有し（サブスク※を活用するなど）防災に関する意識を高める。

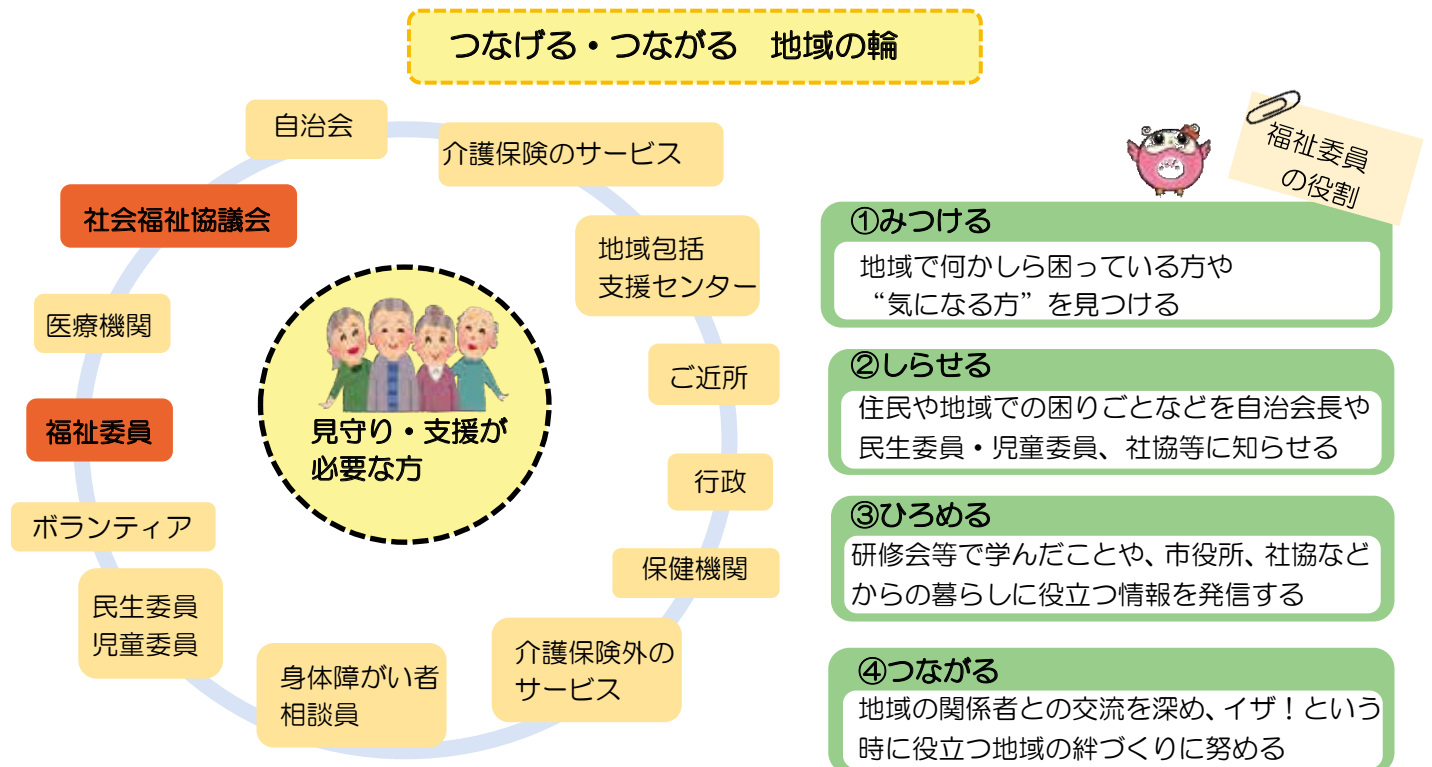
※サブスク…サブスクリプション（subscription）の略で、月単位または年単位で定期的に料金を支払い利用するコンテンツやサービスのことをいいます。

3 関係活動の紹介

＊東かがわ市福祉委員会



福祉委員は自治会内を主な活動範囲として、地域で生活されている一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方、障がいのある方などの暮らしのサポート活動にご協力いただくボランティアで、地域に根差した福祉活動を推進していただく“地域を元気にするサポーター”です。



＜具体的な活動内容＞

○声かけ・見守り活動

地域で、何かしら困っている人の相談や気になる人の見守り、訪問活動を行います

○サロン事業や地域の寄り合い活動への積極的な協力

地域で開催されるサロンや行事等の寄り合いごとにおいて、その準備や運営の協力をを行います

○ふれあい配食サービス利用者への声かけ訪問活動

年間予定表にもとづき、利用者宅へ月3回の声かけ・見守り訪問活動を行います

○避難行動要支援者の情報更新及び新規登録の支援

地域にお住いの避難行動要支援者の情報更新作業（年1回）及び新たに制度の利用が必要な方への登録斡旋、申請のお手伝いや平常時の声かけ、見守り訪問活動などを行います

○福祉に関する研修会、講演会等への参加

福祉に関する様々な集いに参加し、「これは役立つ！」「良いな！」と思った情報を地域へ伝えていただきます

*サロン事業

サロンとは、人と人とが結びつながり合うふれあいの場として、地域みんなで協力して運営する、子どもからお年寄りまで地域にお住いの誰もが自由に参加できる集いの場です。サロンに参加することで、閉じこもりの予防や健康維持に大きな効果が期待できます。また、活動を通して地域の絆が深まり、困りごとを相談できる場や見守りにつながり、助け合いの輪が広がります。



《サロンの効果》

○楽しみ、生きがいを見出し、社会参加への意欲が高まります

ひとりひとりが主体となって活動に参加することで意欲が高まります

○仲間・居場所をつくり、閉じこもりを防ぎます

活動を共にする仲間ができることで居場所ができ、閉じこもりを防ぐことができます

○介護予防、認知症予防になります

サロンまで出かけること、無理なく体を動かすこと、仲間と会話をすることや笑いあうことで介護予防・認知症予防につながります

○生活にメリハリが生まれます

スケジュールを立て、定期的に参加することで、生活にメリハリが生まれます

○自分の健康に関心を持てるようになります

栄養・口腔・認知症予防などの出前講座によって自分の健康に関心を持ち、生活の中で実践することで健康を保てるようになります

○自立した日常生活に必要な情報提供、情報交換ができます

サロンでの交流の中で、困りごとの相談や福祉や介護サービスの情報などの様々な情報を提供・交換することができます

○地域住民同士のきずなが深まり、お互いさまの見守り・助け合い活動につながります

住民同士のつながりができ、支え合いの関係が出来ていきます



*香川おもいやりネットワーク事業

香川おもいやりネットワーク事業は、社会福祉法人と社協、民生委員・児童委員等が連携し、地域のニーズに応じセーフティネットとしての仕組みや機能を創出し、その公益的な事業に主体的に取り組むことによって、地域住民の暮らしを支える事業です。事業運営については、県内の社会福祉法人からの地域貢献を財源に基金を設置し、様々な事業活動に取り組んでいます。

地域でお困りの方、周囲で気になることがある方は
お近くの市町社会福祉協議会や事業に参加の
社会福祉法人施設にご連絡ください。

地域の今を、トータルにサポートします。

「香川おもいやりネットワーク事業」では、地域で孤立してさまざまな「生活のしづらさ（失業、経済的困窮、けが、病氣など）」を抱えているにも関わらず、必要な支援が受けられない方などに対して、社会福祉施設と社会福祉協議会が一緒になって、それぞれの持つ機能を活かし、訪問や相談活動を通じて、制度につないだり、緊急を要する場合などは、食材の購入などの現物給付による生活支援を行うなど、総合相談・支援に取り組んでいます。

さらには、民生委員・児童委員さんとも連携しながら、ご本人を地域で継続的にトータルでサポートするため、福祉関係者や地域住民のネットワークづくりを行います。また、地域のさまざまな福祉課題に対応するため、居場所づくりなどの新しいサービスや仕組みをつくるなど、福祉でまちづくりにもつなげていきます。

※事業に参加している社会福祉協議会・社会福祉法人施設では、上記シンボルマークが入ったポスター・ステッカー等を、わかりやすい場所に掲示しています。



主な取り組み



相談・支援担当者を配置

参加社会福祉法人施設と社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーク研修を修了した相談・支援担当者を配置し、様々な「生活のしづらさ」を抱え支援を必要としている方の相談に応じ、社会福祉施設と社会福祉協議会が持つ強み（機能・資源）を活かし、制度につないだり、必要に応じて現物給付を行うなど、連携・協働して総合相談・支援活動に取り組めます。

社会福祉法人施設や社会福祉協議会、 民生委員・児童委員等のネットワークの構築

市町社会福祉協議会が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者のネットワーク会議を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくります。

地域の居場所づくり、権利擁護体制の構築と情報発信

地域の居場所づくりや、地域の権利擁護の推進に順次取り組むとともに、事業の全体の取組みを情報発信します。

香川おもいやりネット基金の創設

参加社会福祉法人施設と県・市町社会福祉協議会からの年会費による、香川おもいやりネット基金を創設し各事業を実施するとともに、事業全体をバックアップする香川おもいやりネットワーク事業県センターを県社会福祉協議会に設置します。

地域の居場所等づくり、権利擁護体制の構築と情報発信

社協や社会福祉施設が連携・協働し、地域における様々な生活課題・福祉課題の解決につながる居場所づくり等に取り組んだり（当事業「認定事業」として認定）、ニーズに対応したサービス開発にも取り組んでいます。

● 住居の確保に関する取組み

- ・ 入居債務保証支援モデル事業
家賃の支払いができるにも関わらず、民間賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方を支援します。
※別途、契約が必要です。契約料15,000円（契約期間2年、更新可）
- ・ 県営住宅入居時の保証機能について
社協や社会福祉施設の支援がある場合に、保証人がいなくても入居できる場合があります。

● 職場体験事業

就労の機会が少なかった人や長期間就労していない人等を対象に、参画している社会福祉施設で職場体験を実施しています。



ふれ愛プラン東かがわ

東かがわ市社会福祉協議会 第4期地域福祉活動計画

発行年月 令和7年3月

発行 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会

〒769-2701 東かがわ市湊1809番地

TEL 0879-26-1122 FAX 0879-26-3016

HP: <https://www.higashikagawa-shakyo.jp>
